

# わが国の救急医療崩壊は再生可能か

財団法人日本救急医療財団 理事長  
杏林大学医学部救急医学 教授  
島崎 修次

○ 医療機関への照会回数4回以上の事案が14,732件(全体の3.6%)あり、現場滞在時間30分以上の事案が16,980件(4.1%)ある。

医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数

	1回	2~3回	4~5回	6~10回	11回~	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照会回数
重症以上傷病者	344,778	48,680	8,594	4,235	903	408,190	14,732	5,138	903	48
割合	84.3%	12.1%	2.1%	1.0%	0.2%	100%	3.6%	1.3%	0.2%	

現場滞在時間(現場到着から現場出発までの時間)区分ごとの件数

	15分未満	15分以上30分未満	30分以上45分未満	45分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上120分未満	120分以上	計	30分以上	45分以上	60分以上
重症以上傷病者	257,500	135,481	12,540	2,777	1,503	160	408,964	16,980	4,440	1,663	1,663
割合	62.8%	33.0%	3.1%	0.7%	0.4%	0.04%	100%	4.1%	1.1%	0.4%	

○ 首都圏、近畿圏等の大都市部において、照会回数の多い事案の比率が高い。



「平成20年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」(平成21年3月 総務省消防庁・厚生労働省)

## 救急医療崩壊

### I. 社会的要因

急速な高齢化、核家族化、単身世帯増加、救急患者の急増

### II. 救急患者の要因

- ・安易な受診(コンビニ受診)
- ・大病院指向による救急患者の集中化
- ・専門治療に対する過度の要求
- ・不適切な権利意識
- ・医療訴訟の増加
- ・無責任な医療報道

### III. 医療機関の要因

- ・救急医療の疲弊、縮小化
- ・救急医療の人材確保が困難
- ・重労働(3K)
- ・医療訴訟のリスク
- ・経営上のメリットが少ない
- ・社会的評価が低い

## 救急医療体制の整備状況の推移

(各年3月31日時点)

		16年	17年	18年	19年	20年
三次救急 (救命救急)	救命救急センター (施設数)	170	178	189	201	208
二次救急 (入院を要する救急)	入院を要する救急医療施設 (施設数)	3,253	3,238	3,214	3,153	3,175
	(地区数)	(403)	(411)	(411)	(408)	(405)
一次救急 (初期救急)	休日夜間急患センター (施設数)	510	512	508	511	516
	在宅当番医制 (実施地区数)	683	677	666	654	641

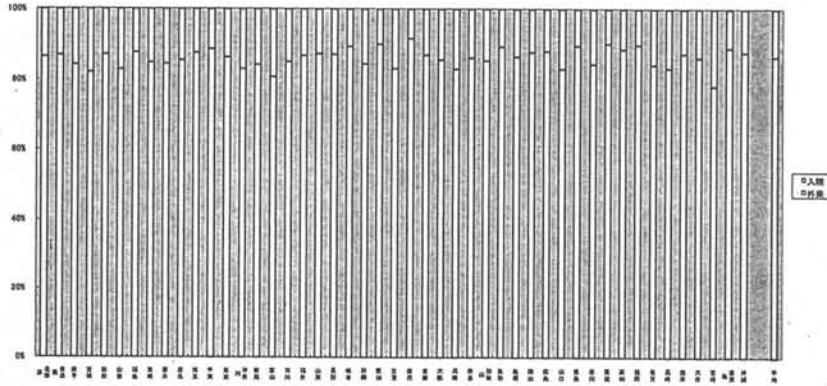
(厚生労働省医政局調べ)

## 二次救急医療機関※の受入状況(20年データ)

### 外来と入院の割合(当番日のみ)

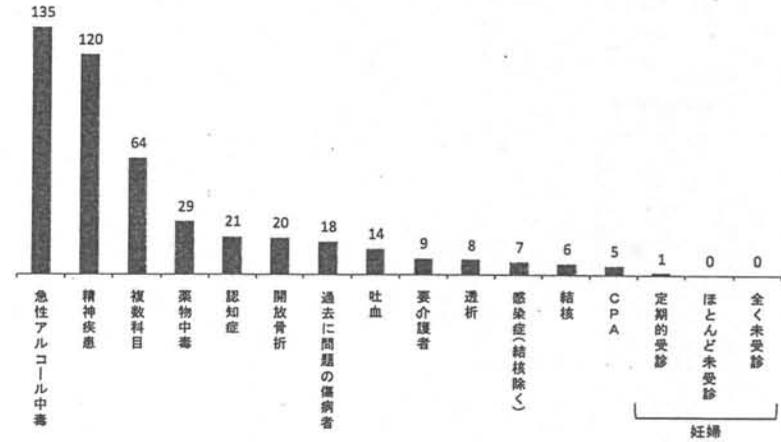
○ 本来、入院治療を行う医療機関として位置付けられているが、実態としては、外来患者の割合が多い。

※ 病院輪番制参加病院、共同利用型病院など



5

### 救急隊からの情報に対して医療機関から受入困難理由として明確な回答があった内容

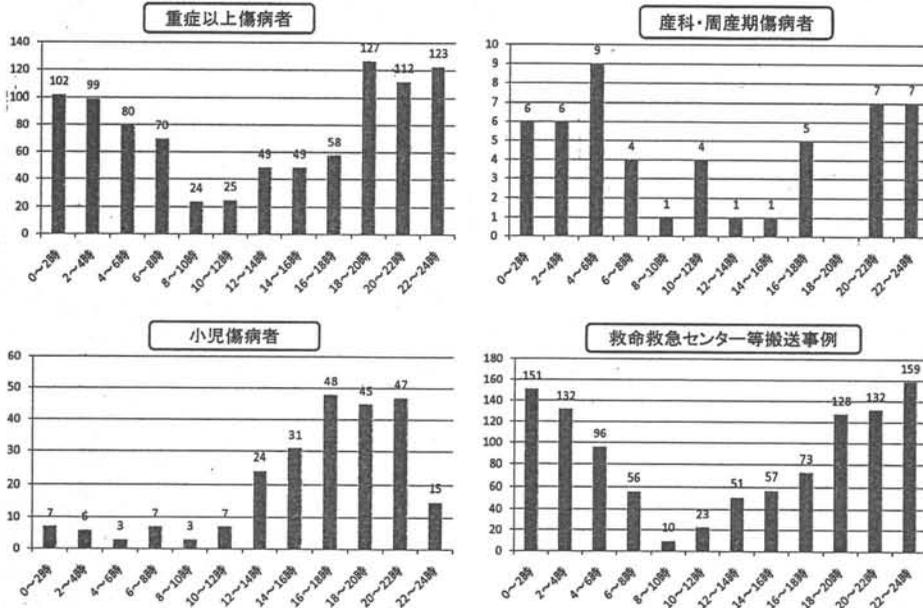


※ 救急隊が伝達した傷病者背景に対し、医療機関が受入困難理由として明確に回答した件数を計上(457件)しており、1事案において複数の医療機関が傷病者背景を受入困難理由として明確に回答した場合は、延べ数として集計している。

消防庁平成20年救急搬送における医療機関の受入状況等詳細調査(東京消防庁管内12月16日～22日)

7

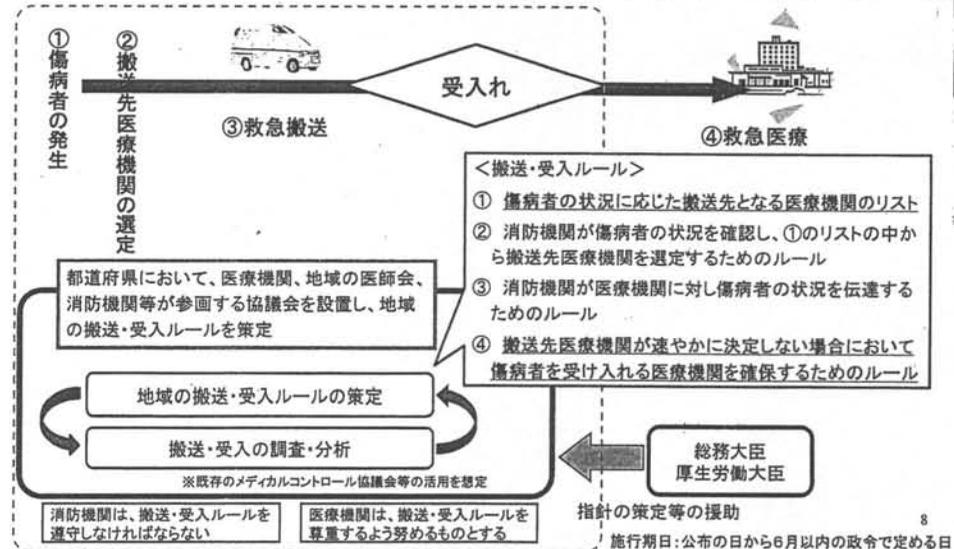
### 照会回数11回以上の事案における覚知時間別の分布



6

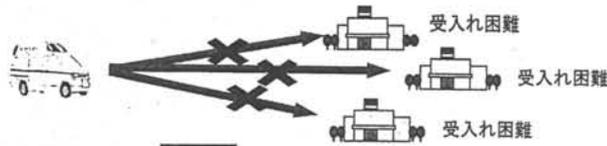
### 消防法の一部を改正する法律の概要(平成21年5月1日公布)

○ 傷病者の搬送及び受入れを円滑に行うことが、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等の観点から、重要な課題。このため、消防法を改正し、都道府県において、医療機関、地域の医師会、消防機関等が参画する協議会を設置し、地域の搬送・受入ルールを策定することとしたところ。

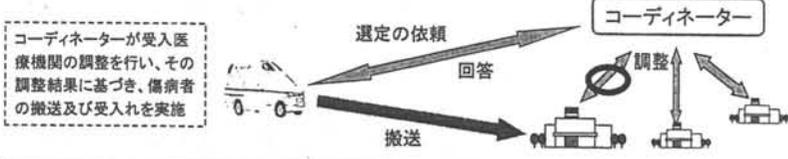


8

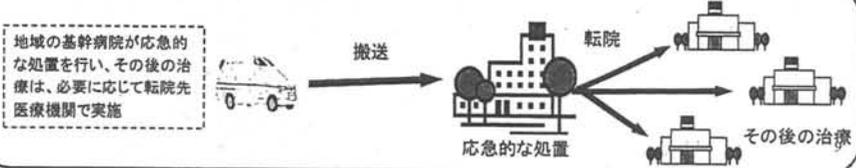
搬送先医療機関が速やかに決定しない場合



(例) コーディネーターによる調整



基幹病院による受入れ

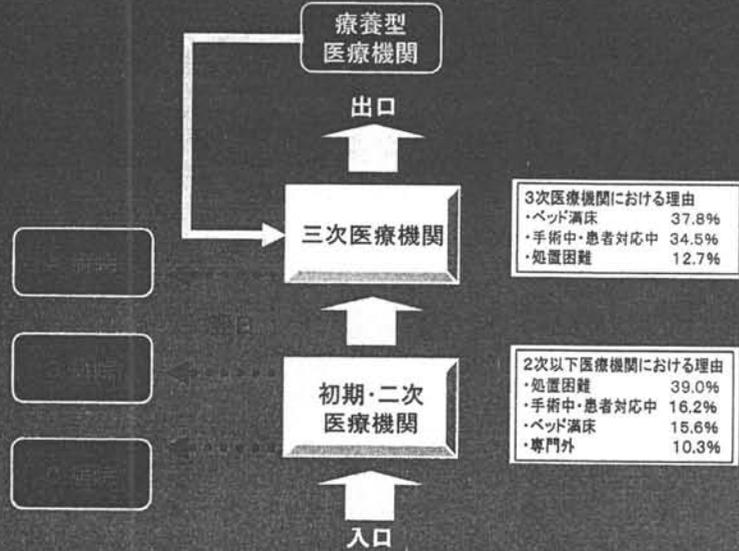


都道府県	施設数	照会数 (a)	受入数 (b)	b/a
1北海道	11	11,087	10,949	98.8%
2青森県	3	3,936	3,931	99.9%
3岩手県	3	5,081	5,042	99.2%
4宮城県	4	16,342	12,484	76.4%
5秋田県	5	6,196	6,167	99.5%
6山形県	3	1,825	1,776	97.3%
7福島県	4	5,354	5,072	94.7%
8茨城県	7	19,864	18,071	91.0%
9栃木県	5	3,970	3,536	89.1%
10群馬県	3	1,532	1,320	86.2%
11埼玉県	7	5,848	5,064	86.6%
12千葉県	19	28,994	25,345	87.4%
13東京都	26	37,706	27,282	72.4%
14神奈川県	12	20,474	18,726	91.5%
15新潟県	4	15,354	14,808	96.4%
16富山県	4	6,547	6,413	98.0%
17石川県	4	6,487	6,264	96.6%
18福井県	3	4,400	4,384	99.6%
19山梨県	2	846	826	97.6%
20長野県	7	16,756	16,670	99.5%
21岐阜県	6	18,948	18,812	99.3%
22静岡県	6	22,194	21,909	98.7%
23愛知県	15	48,611	47,513	97.7%
24三重県	3	7,718	7,483	97.0%

都道府県	施設数	照会数 (a)	受入数 (b)	b/a
25滋賀県	5	8,378	8,367	99.9%
26京都府	6	14,715	14,133	96.0%
27大阪府	15	5,516	4,722	85.6%
28兵庫県	8	13,611	12,378	90.9%
29奈良県	3	1,608	849	52.8%
30和歌山県	3	4,649	4,422	95.1%
31鳥取県	2	627	608	98.1%
32鳥取県	4	4,769	4,694	98.3%
33岡山県	3	6,890	6,833	99.2%
34広島県	8	3,303	2,895	87.6%
35山口県	4	1,916	1,891	98.7%
36徳島県	4	8,712	8,290	95.2%
37香川県	2	3,607	3,485	96.6%
38愛媛県	4	1,598	1,531	95.8%
39高知県	3	1,706	1,643	96.3%
40福岡県	8	24,434	24,101	98.6%
41佐賀県	2	3,026	2,783	92.0%
42長崎県	2	2,346	2,341	99.8%
43熊本県	2	10,601	10,434	98.4%
44大分県	3	2,033	2,018	99.3%
45宮崎県	3	1,620	1,614	99.6%
46鹿児島県	1	100	92	92.0%
47沖縄県	4	13,655	13,511	98.9%
合計	264	455,490	423,482	93.0%

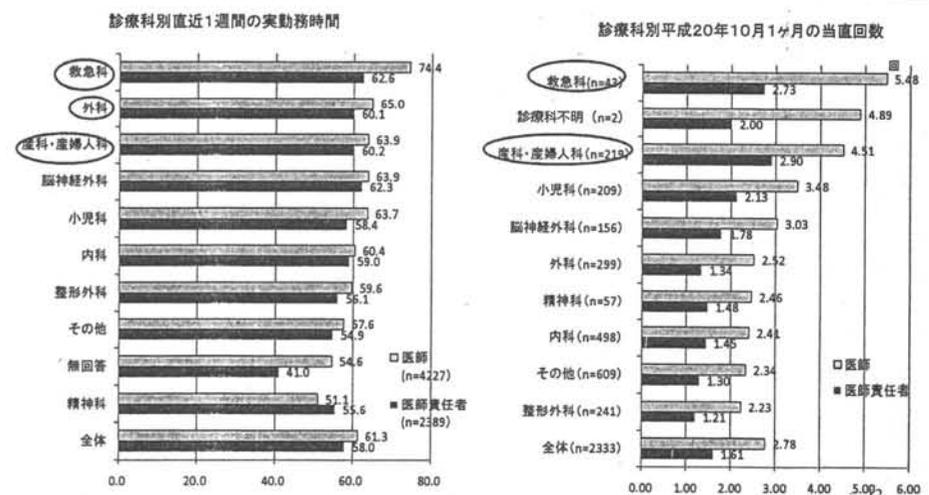
「平成20年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」(平成21年3月 総務省消防庁・厚生労働省)

Key wordは over night!



医師の勤務時間、当直回数

○医師の1週間当たりの実勤務時間は平均61.3時間であった。特に救急科で74.4時間と長い傾向が見られた。  
 ○医師の平均当直回数は2.78回/月であった。小児科3.48回/月、産科・産婦人科4.51回/月、救急科5.48回/月と、これらの科では特に当直回数が多かった。



(平成20年度 検証部会調査「病院勤務医の負担軽減の実態調査」より作成)

## 研修後に専門としたい診療科

診療科	人数(人)	割合(%)	診療科	人数(人)	割合(%)
内科	480	14.6%	脳神経外科	57	1.7%
外科	293	8.9%	心臓血管外科	46	1.4%
小児科	247	7.5%	総合診療科	25	0.8%
消化器科	217	6.6%	小児外科	16	0.5%
整形外科	213	6.5%	呼吸器外科	15	0.5%
循環器科	207	6.3%	リハビリテーション科	15	0.5%
麻酔科	191	5.8%	病理	15	0.5%
産婦人科	163	4.9%	基礎系	11	0.3%
精神科	142	4.3%	リウマチ科	8	0.2%
眼科	131	4.0%	診療内科	6	0.2%
皮膚科	131	4.0%	美容外科	6	0.2%
放射線科	100	3.0%	緩和ケア	5	0.2%
呼吸器科	92	2.8%	医療行政職	5	0.2%
泌尿器科	86	2.6%	アレルギー科	3	0.1%
耳鼻咽喉科	84	2.5%	その他	67	2.0%
形成外科	71	2.2%	無回答	18	0.5%
救命救急	70	2.1%	全体	3,298	100%
神経内科	62	1.9%			

(出典)平成17年度「臨床研修に関する調査」報告:2年次研修医への調査

入院料等	救急支援医療機関加算	管制塔機能病院や救命救急センターと連携している支援医療機関が、管制塔機能病院等から患者を受け入れた場合に算定	管制塔機能支援病院への支援医療機関間の連携の強化
入院料等	急性期入院加算の復活	平成16年改訂時に存在していた「急性期入院加算(紹介率、平均在院日数等を指標とする)」を復活する。これにより、救急車搬入患者を積極的に受け入れている医療機関が評価される。	二次救急医療機関を中心とした救急医療機関への支援の充実と救急患者の受け入れ促進
基本診療料	夜間・休日救急加算	夜間・休日の加算を2~3倍に増点する。	救急医療機関への軽症患者集中の適正化 初期救急機能の向上
基本診療料	電話再診料の夜間救急加算	患者に、準夜帯又は24時間対応可能な電話番号を付与しており、夜間~深夜に患者からの診療相談に対して助言・指導した場合に算定できる(救急医療機関の受診を指示した場合は算定できない。)	救急医療機関への軽症患者集中の適正化 初期救急機能の向上
入院料等	救急医療管理加算	解職の追加(7日以内であれば、転院搬送後、他院で継続して診療する場合を対象に加える)	後方ベッドの確保促進
基本診療料	初診料の加算	救急外来において、胸痛、喘息、アナフィラキシー等鑑別に時間と手間を要する疾患を診療する場合に加算	緊急な救急患者のうち、外来ベッドで長時間経過観察の必要な患者に対する、入院に準じた加算の創設

15

## 救急医療に必要な診療報酬上の評価

入院料等	救命救急入院料	医療計画で定める救命救急センターについては、届出病床数以上の患者を受け入れた場合についても算定を認める。	受け入れ困難事案の解消のため
DPC	DPCの扱い	重症患者は最初の3~5日間くらいに高額の医療資源を投入する必要があるため、全てDPCとすると出来高払いに比べて低額になり、医療機関の持ち出しが大きくなる。例えば、最初の3~5日は出来高払いとし、その後DPCを適用するような方法にする。	救命救急センター、二次救急医療機関への支援の充実
	救急医療管理加算(救急患者)	<救急医療管理加算の対象拡大> 重症患者 → 救急車により救急患者を受け入れた場合に軽症であっても算定可能とする(この際、重症患者を受け入れた場合はさらに増点とする。)。さらに、病院群輪番制の当番日でなくても算定できるようにする。	主として二次救急医療機関への支援の充実
入院料等	救急医療管理加算(高度救急体制加算)	高度救命救急センターが救急患者を受け入れた場合に加算	高度救命救急センターへの支援の充実
入院料等	救急医療管理加算(救急医体制加算)	・救急医として経験1年以上の医師が救急診療を担当している場合	救急医への支援、処遇向上
入院料等	救急医療管理加算(受け入れ促進加算)	医療計画で規定される受入困難事案を確実に受け入れる医療機関又は管制塔機能病院として位置づけられている医療機関の場合に算定できる。	最後の砦の支援

# 小児救急医療の現況と展望

順天堂大学浦安病院救急診療科  
山田 至康

## 小児救急医療政策と社会的背景

国の政策	医療現場	市民
昭和39年 昭和52年 平成11年	小児救急医療支援事業 (二次輪番制・200地区)	重症拒否 1次・2次・3次 救命救急センター
平成14年 平成16年 平成16年 平成16年 平成17年	小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急遠隔医療設備整備事業 小児救急地域医師研修事業 小児救急医師確保等調整事業 (休職医師の再教育)	たらい回し事件 交通戦争 コンビニ医療 小児科医不足
平成18年 平成18年 平成19年	小児救急専門病床施設 小児救急医療啓発事業(講習会) 小児救急専門病床確保事業 (救命救急センターにPICU)	医療崩壊

## 救急医療機関の分類 (わが国特有のもの)



## 小児救急医療の崩壊の要因

- ・保護者のニーズに応えるマンパワーがない
- ・不採算性のため病院小児科の廃止・縮小
- ・全般的な救急(外傷を含む)に対応できていない
- ・MC(メディカル・コントロール)と連動していない
- ・若手医師への教育システムがない

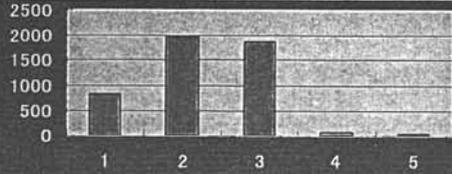


- ・保険診療報酬の小児関連の見直し
- ・救急診療科との協力・連携
- ・教育研修カリキュラムの作成

# 保護者5000名へのアンケート調査(平成13年・兵庫県)

夜10時子どもが39度の発熱があつて機嫌が悪い時どうしますか

1. すぐに医療機関を受診する	834
2. 少しの間、冷やし様子を見るが不安なので夜間に医療機関を受診する	1982
3. 夜なので翌日まで待ち医療機関を受診	1870
4. 市販の薬で2、3日様子を見る	51
5. なし	22



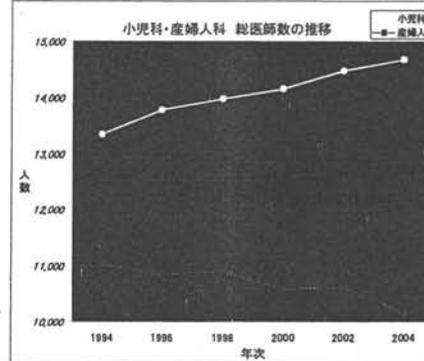
子どもの診察は小児科医を望みますか

1. 小児科医がよい	4279
2. 内科や他科の医師でもよい	123
3. 分からない	53

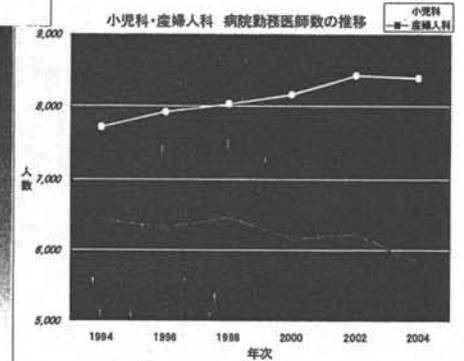


# 小児科医の疲弊

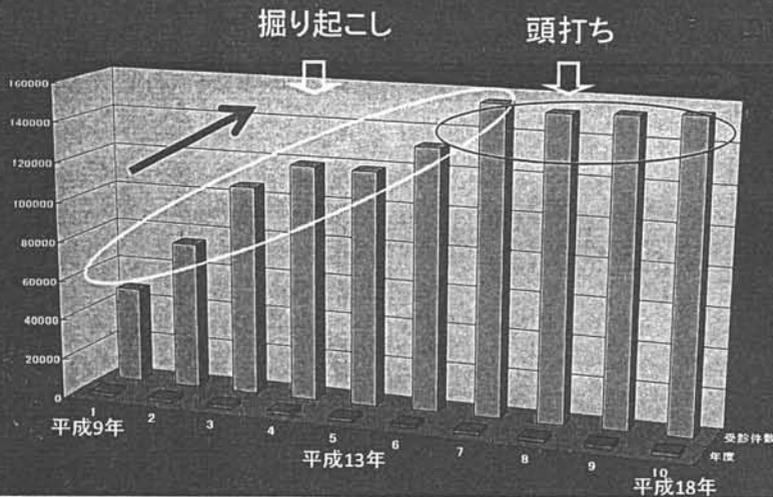
小児科医師数は増加している



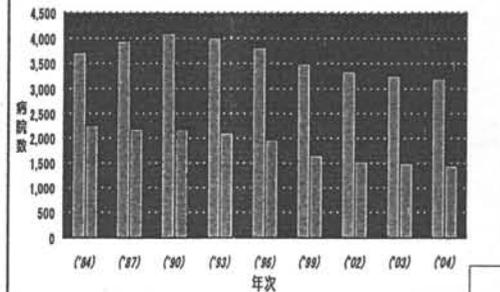
小児科勤務医数も増加している



# 小児救急患者の年次動向(兵庫県)



# 小児科産婦人科標榜病院の推移



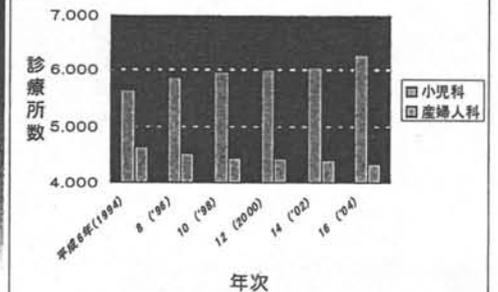
病院小児科は減少している

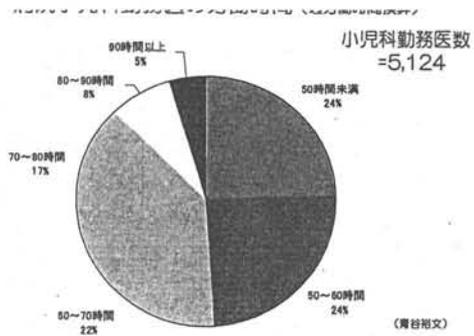
開業小児科が増えている

# マンパワーにおける問題点

- # 勤務医から開業医へ救急実働医師の減少
- # 女性医師の増加(40%)  
産休・育休による労働力低下

# 小児科・産婦人科診療所の推移





小児科医の常識は、社会にとっては非常識

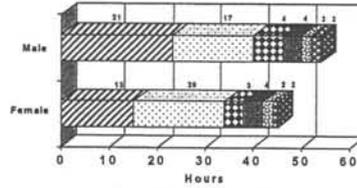
米国では男性が週50時間強、女性が40時間強である。

日本は米国に比べて週10時間加重労働である。

小児科医の労働時間は平均週61時間で、30%が70時間を超えている。

米国の小児科専門医の労働時間

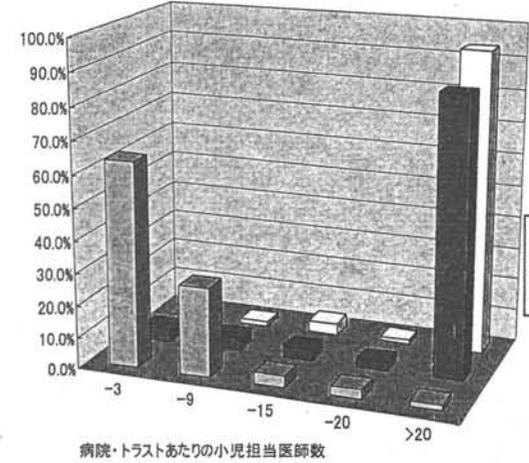
Average Number of Hours per Week in Professional Activities



Legend for professional activities:  
 Direct patient care (incl. on-call)  
 Direct patient care (incl. not employed)  
 Administrative  
 Research activities  
 Research  
 Teaching/training

Source: Association of Pediatric Endocrinology, Division of Health Policy Research, Pediatric Survey of Pediatric Staff (1996, 1997)

1 病院当たりの小児科医数 ー日英の比較ー



トラスト: 英国の地域ごとの病院運営組織。複数の病院を持つこともある

日本の病院  
 通常のトラスト(英国)  
 研修医受け入れトラスト

日本の常識は世界の常識ではない

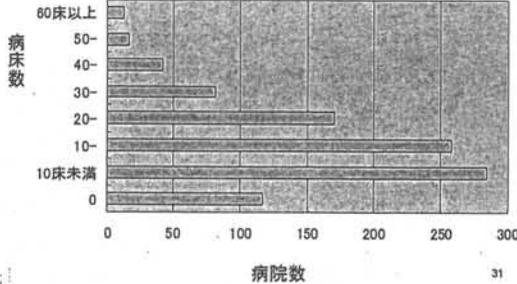
病院小児科・医師現状調査

日本小児科学会

現在

病院当たりの小児科病床数の分布 (一般病院)

N=982

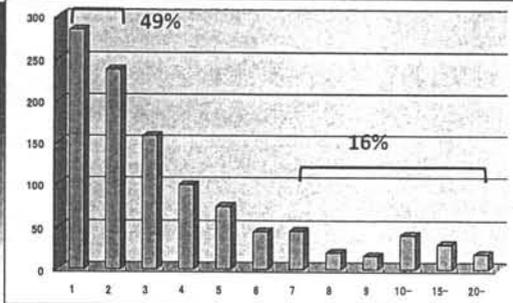


#10床以下の小規模の小児科が大半を占めている。

#小児科医が2名以下の病院が49%を占める。

#小児科医が7名以上は16%に過ぎない。

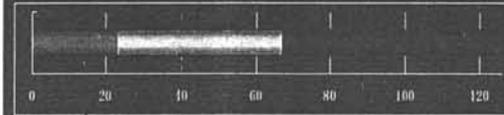
小児科医師数と病院数



小規模な病院小児科が疲弊の極致の中で取り組んでいる

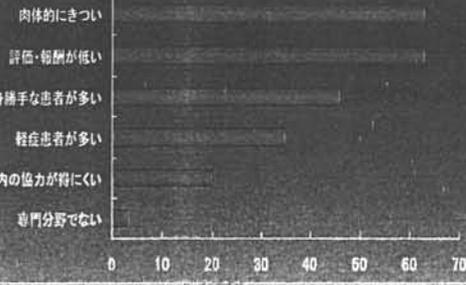
「小児救急の仕事にやりがいを感じますか？」

あり    なし    どちらでもない



小児科医は疲れ切っていて日常の業務にもやりがいを見出せない。

自身の健康、医療事故等への不安を抱いている。

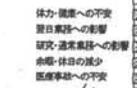


このままでは小児科の危機である

小児科医が病院を辞めてゆく！  
 ○小児科勤務医不足

小児科医の状況

小児科医に感じられる課題



救急の翌日の連続勤務 (108名中66名(61%))



現行・大規模小児科医の平均年齢 (77.7歳)

小児救急は小児科医のボランティア精神で  
当直体制の中で対応している。36時間労働  
当直はあくまで、本業は日勤帯



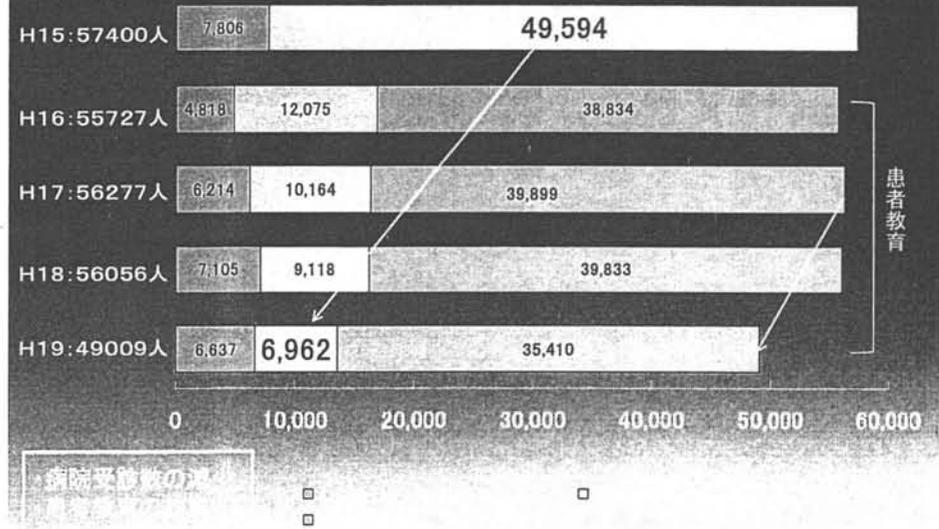
やれどもやれども、多数の軽症患者ばかり  
スキル・アップが図れない  
患者の身勝手に耐えられない



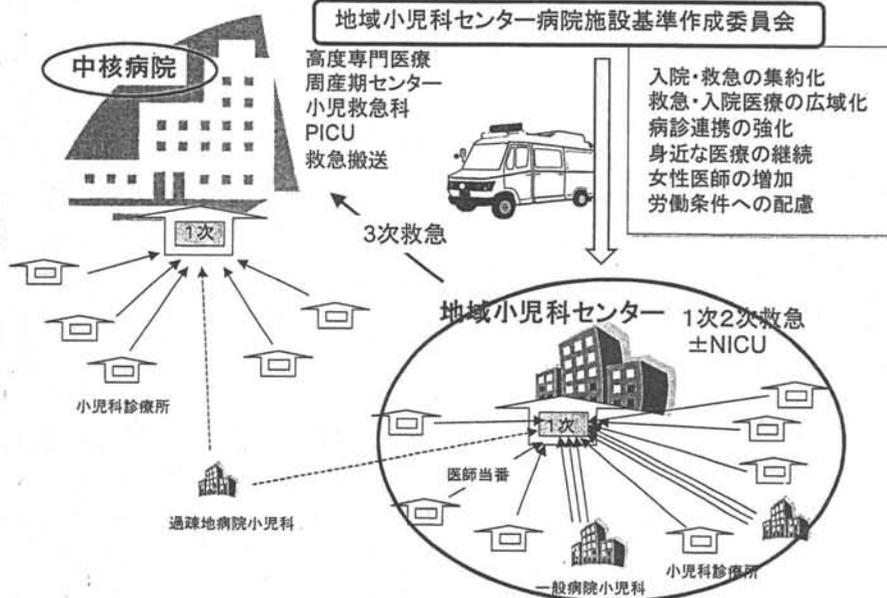
燃え尽きて逃散

## 初期救急：大規模急病センターの出現と変化

豊能医療圏での小児救急患者数の推移

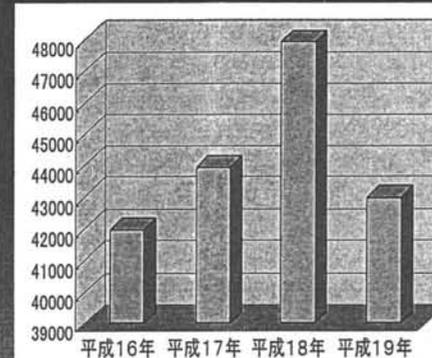


日本小児科学会 —わが国の小児医療・救急医療提供体制の改革に向けて—

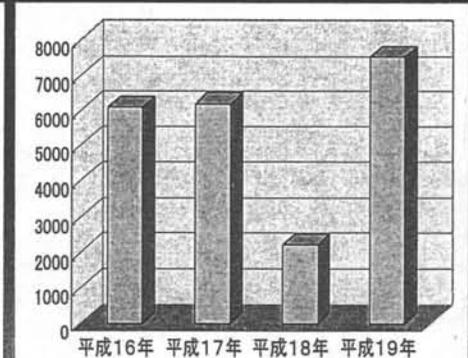


## 豊能広域こども急病センター

診療報酬の推移



赤字額の推移



平成18年度診療報酬改定により、救急医療の診療報酬が引き上げられた。

地域連携小児夜間・休日診療料に関する診療報酬制度の変遷

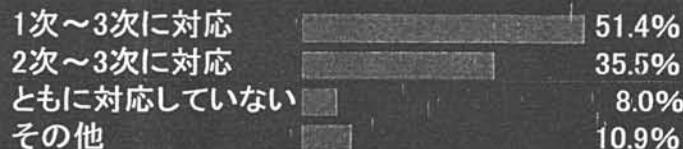
	H14年4月新設	H16年4月改定	H18年4月改定		H20年4月改定	
診療料(点数)	300点	300点	診療料1 300点	診療料2 450点	診療料1 300点	診療料2 500点
診療時間	常時(24時間)	あらかじめ周知された定められた時間	あらかじめ周知された定められた時間	24時間	あらかじめ周知された定められた時間	24時間
算定施設の医師	小児科を担当する医師が10名以上	人数は問わない	人数は問わない	専ら小児科を担当する保険医が常時1名以上配置	人数は問わない	専ら小児科を担当する保険医が常時1名以上配置
応援医師	小児科を担当する医師が5名以上	小児科を担当する医師が3名以上	小児科を担当する医師が3名以上 (2名以上は専ら小児科を担当する医師)	専ら小児科を担当する医師が3名以上	小児科を担当する医師が3名以上 (2名以上は専ら小児科を担当する医師)	専ら小児科を担当する医師が3名以上
その他	小児夜間・休日診療を行うための十分な体制が整備され、十分な構造設備を有していること 緊急時に小児が入院できる体制または他の保険医療機関との連携により緊急時の小児の入院体制が確保されていること					
算定施設数	H16年12月現在:194施設 (127診療所、67病院)		H20年11月1日現在:420施設 (診療料1:351施設、診療料2:69施設)			

\*:近隣の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る

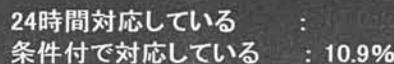
山口・大分・宮崎で急増

日本救急医学会小児救急特別委員会調査(平成19年)

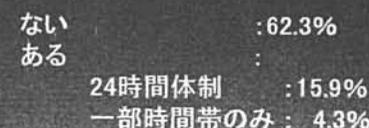
●小児の1次・2次救急対応について



対応時間帯について



●看護師のトリアージ体制について



●外来で小児専用診療ブースについて



39.1%

小児の二次救急医療

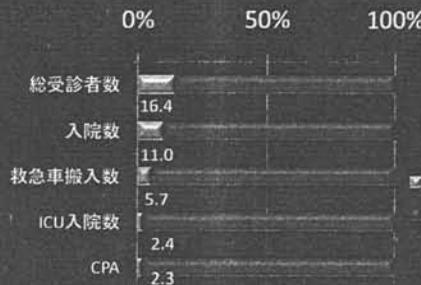
整備されているのは首都圏、近畿圏など大都市周辺、県庁所在地のみである

全国的には輪番制には限界がある

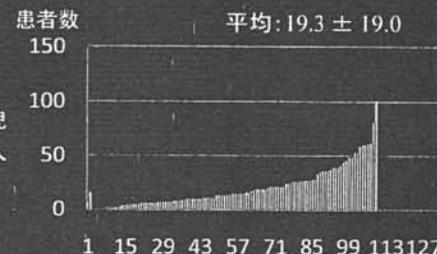
補助金が付かない地域もある



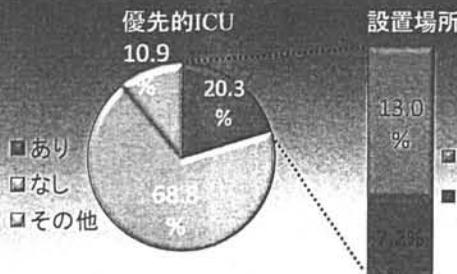
救命救急センターにおける小児診療 (日本救急医学会小児救急特別委員会調査)



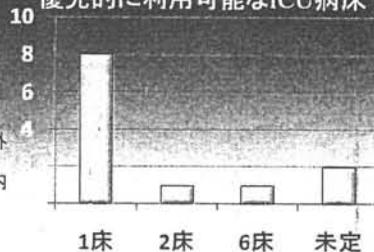
小児の年間ICU入院者数



小児が優先的に使用可能なICU



救命救急センターにおける小児の優先的に利用可能なICU病床



# 問題提起

## 貧弱子どもたちの事故救急

### 1~4歳の死亡率、主要国中心位

小児ICU頼み

専門細分化が足かせ

あしたを生きる

## 新生児死亡・幼児死亡(出生1000対)

	日本	ルクセンブルグ	カナダ	フィンランド
新生児死亡* (生後28日未満)		3.0	4.0	2.0
幼児死亡** (1~4歳)	1.2	0.4	0.8	0.8

\* 世界1位    \*\* 世界位 (OECD 30カ国中)

新生児死亡率は低いのに、幼児死亡率が高いのはなぜか

↓

1~4歳の小児死亡は、小さな施設で十分な集中治療を受けることなく亡くなっている。

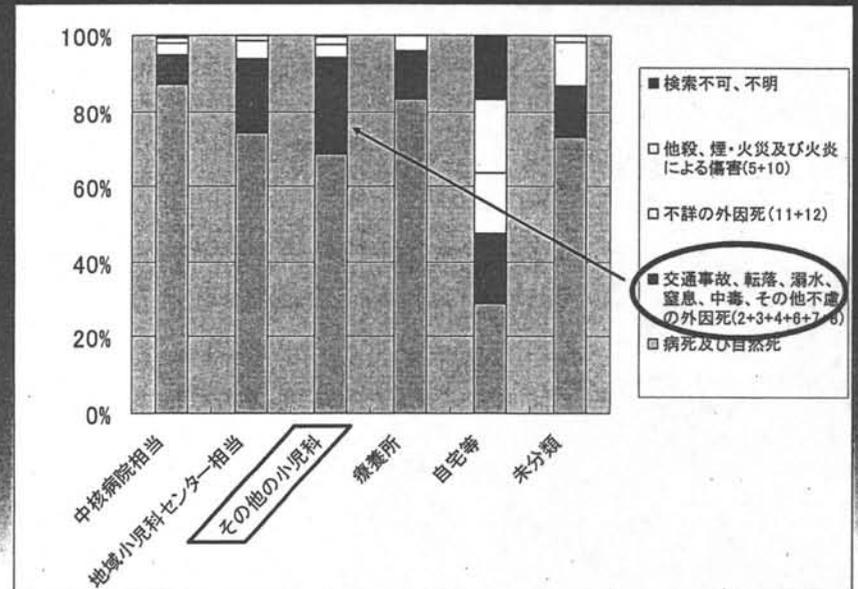
↓

集約化・重点化によるPICUの設置とともにMCにおける小児救急医療情報システムが必要である。

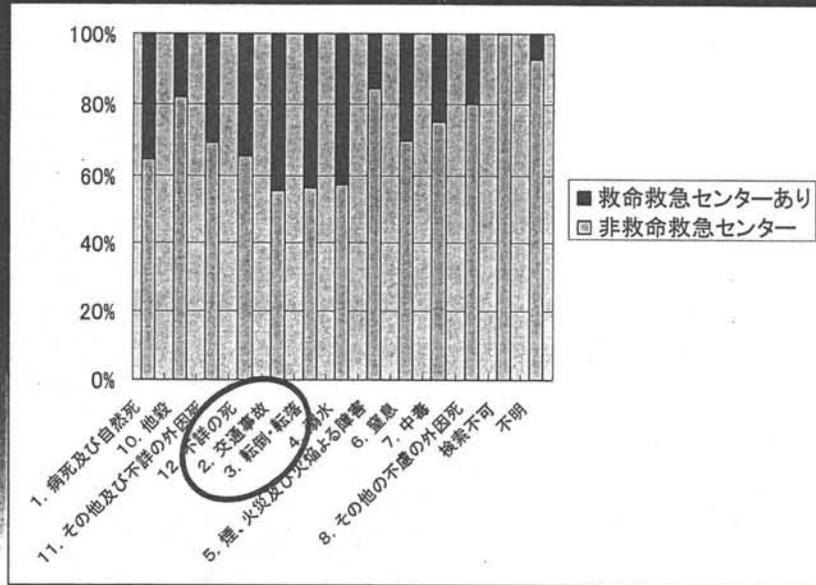
## 死因の種類別、死亡の場所 死亡小票 2005, 2006

1病院当たり死亡数	病死及び自然死	交通事故、転落、溺水、火災、窒息、中毒、他不慮の死	火災、他殺	不詳の死、不詳の外因死	不明	総死亡数	病院数	病院数の割合
1	221	69	3	20	1	314	314	48.5%
2	173	46	8	9	0	236	118	18.2%
3	134	54	4	9	0	201	67	10.4%
4	110	16	5	4	1	136	34	5.3%
5	122	22	2	4	0	150	30	4.6%
6	89	17	0	2	0	108	18	2.8%
7	122	15	1	8	1	147	21	3.2%
8	56	7	0	9	0	72	9	1.4%
9	53	14	2	3	0	72	8	1.2%
10以上	132	19	1	4	1	157	14	2.2%
15以上	257	15	2	12	1	287	14	2.2%
病院内死亡計	1469	294	28	84	5	1880	647	100.0%
不明	6	1	1	3	48	59		
その他	6	41	11	16	5	79		
自宅	94	25	62	37	9	227		
病院以外の死亡計	106	67	74	56	62	365		
総計	1575	361	102	140	67	2245		

## 死亡の場所別、死因の種類(割合)



## 死因の種類 救命救急センター有無(比率)



## 重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会

—厚生労働省 平成21年3月～5月—

- 小児救急患者の搬送と受入体制  
地域におけるMC体制の整備が必要である
- 救命救急センターの整備  
1～2床の小児用ベッドの設置と医療の質の確保が必要である
- 小児専門病院・中核病院等の整備  
「小児救命救急センター(仮称)」の設置が必要である
- 小児集中治療室の整備  
設置基準に基づく小児集中治療病床(PICU)数の検討と小児集中治療医、看護師の養成が必要である

## 小児の死亡から見えてきたこと

1. 1～4歳の小児死亡は、小さな施設で十分な集中治療を受けることなく亡くなっている。
2. 集約化・重点化によるPICUの設置とともにMC(メディカルコントロール)における小児の位置づけが必要である。
3. 外傷をはじめとする外因性疾患にも対応する必要がある。



重篤小児患者の対応には新たなシステムが必要

## 日本集中治療学会 新生児小児集中治療委員会 PICU調査(2008年)

項目	総数(全国)
PICU(独立看護単位)	18施設
病床	120床
専属医師	37名

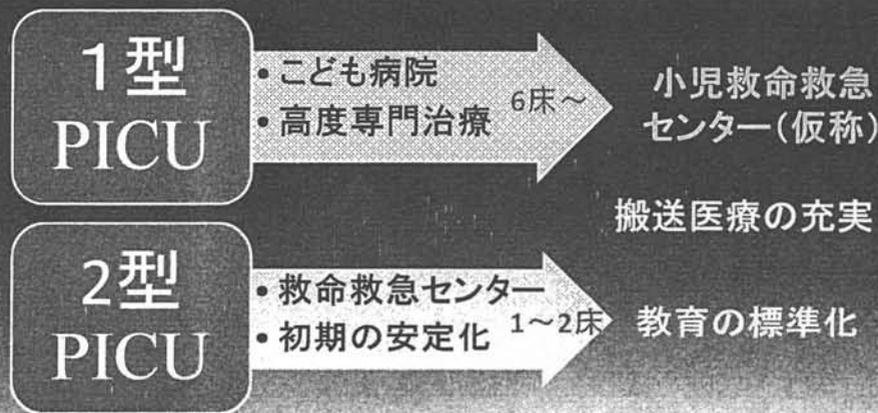
PICUを備えた小児施設の配置計画  
(ICU必要数 1床/小児4万人)

全国での必要数	487床
---------	------

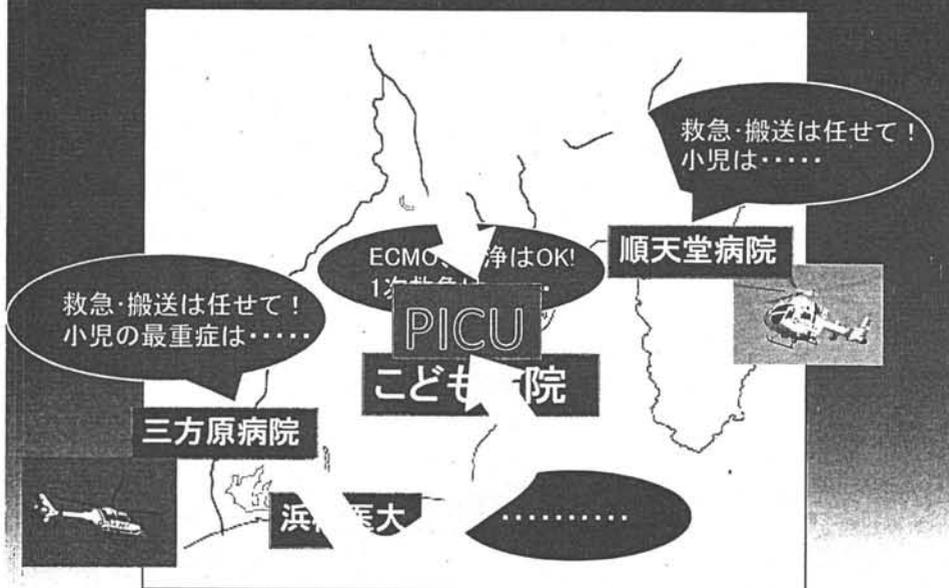
# 1型PICUと2型PICU



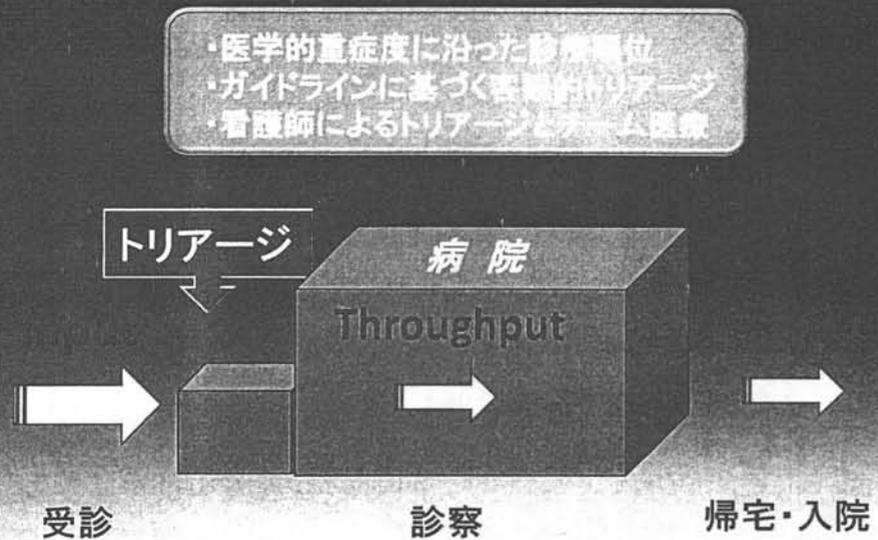
# 救命救急センターとこども病院の連携



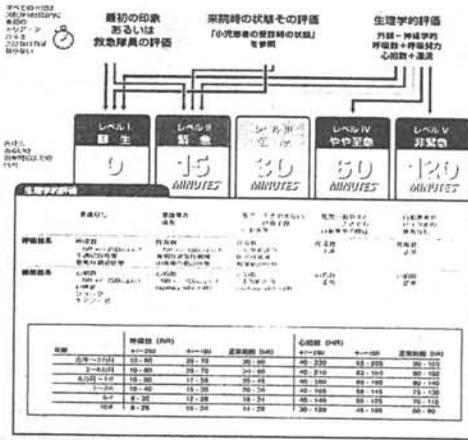
# 静岡県立こども病院



# 病院におけるトリアージとは

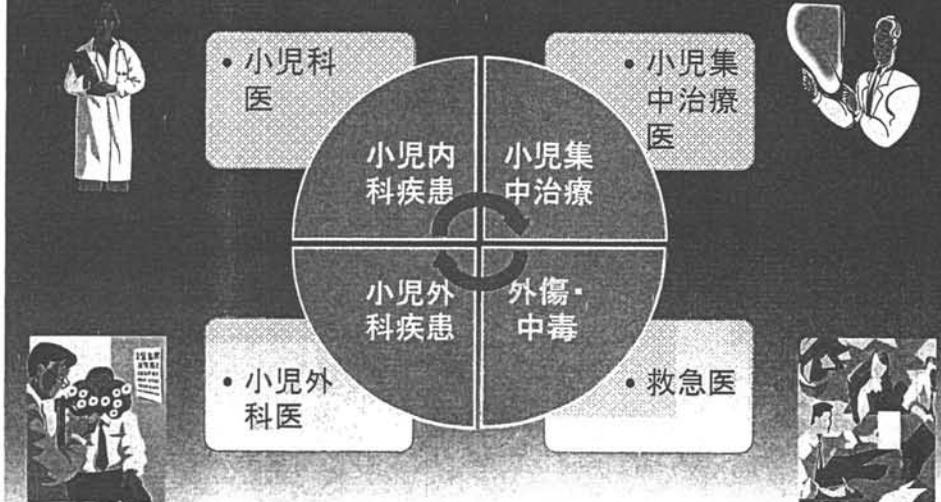


# カナダ小児救急患者 トリアージおよび重症度判定基準



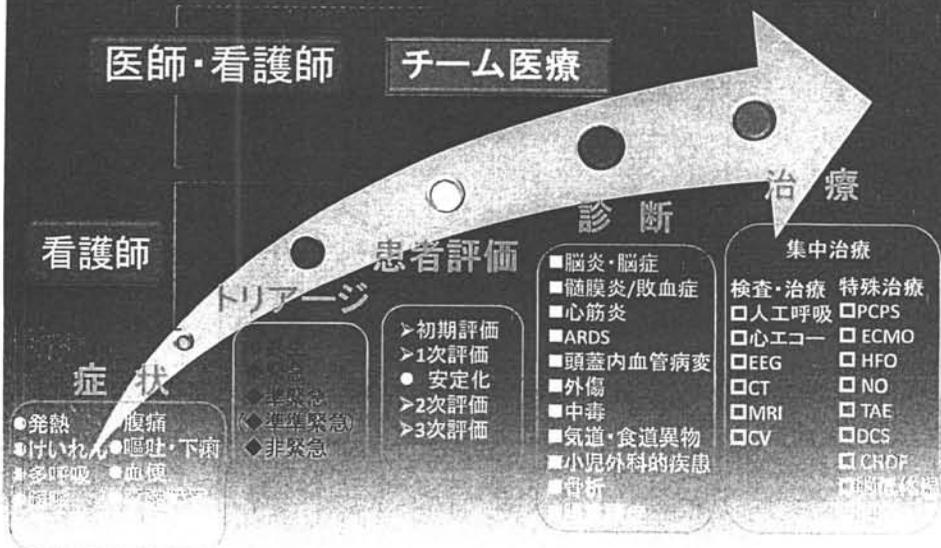
Health Canada Santé Canada MedicAlert

# 外傷を含む教育カリキュラムの必要性



外傷や中毒まで含む小児救急カリキュラムのもとに協働する

# チーム医療としてのトリアージ



日本小児救急  
医学会雑誌

小児救急医療の教育・研修目標

日本小児救急  
医学会雑誌

# 小児救急医療の動向と新たな取り組み

## 第1段階

【現状】  
集約化・重点化  
小児科学会が推進  
小児科内の改革

## 第2段階

【先進的な地域】  
外傷・中毒への対応  
北九州・成育方式  
他診療科との連携

## 第3段階

【新たな取り組み】  
ER型救命センター  
で外傷習得の上、  
小児を専門とする



成人救急の基本を習得した小児救急医の養成が始まっている

# 千葉県小児救急医療支援ネットワークシステム



# 小児救急医療をめぐる新たな動き

- こども病院の集約化と救命救急センターとの連携  
都立小児総合医療センター、静岡県立こども病院等
- 救命救急センターへの1~2床のPICU設置
- 新型インフルエンザによる重篤患者の対応施設間  
ネットワークと登録制(全国)
- #8000、#7119の連携と推進
- 病院間搬送医療としてのドクターヘリ網の充実

# 新型インフルエンザ重症・最重症 受け入れ施設



重症



最重症

施設	通常呼吸管理	ARDS		急性脳症	急性心筋炎		窓口
		10歳未満	10歳以上		10歳未満	10歳以上	
A	○	○	△	○	○	△	
B	○	×	△	○	×	△	
C	○	×	×	△	×	×	
-----							
G	○	△	○	○	×	△	

## まとめ

1. 小児では1次・2次救急と3次救急はともに重要であるが、重篤小児への対応のためにPICUの普及が重要である
2. 小児の教育カリキュラムを確立し、成人と連携の上で外傷、集中治療に取り組む必要がある
3. 救急外来における看護師によるトリアージは医療の質やチーム医療の点からも有用である
4. 救急医療は成人も小児も危機を迎えている

「小児救急医療の現状について」

開業小児科の立場から」(抄録)

日本小児科医会副会長 桑原 正彦  
(広島市安佐南区、桑原医院)

- 1 日本小児科医会開業医会員の年齢別内訳  
日本小児科医会の会員数は、平成21年10月末現在、6,259名であるが、その内、開業医会員(A会員)は3,839名、勤務医会員(B会員)は2,420名である。  
開業医会員は高齢化が激しく、60代以上が52.8%(2029/3839)を占めている。
- 2 全国都道府県別開業医会員別小児科診療所数(日本小児科医会)  
(資料1)  
開業小児科診療所は地域偏在が顕著であり、当然、独立採算であるため、経営状態の悪い過疎・中山間地域では、成り立たない。
- 3 開業小児科医の労働時間(全国保険医団体連合会調べ)  
「開業医の実態・意識調査」(2008年8-9月)では、1日実働時間11時間以上が、医科全体で11.5%である。さらに、時間外の病変が多い小児の疾病の特殊性、「かかりつけ医」としての責任を一人で引き受け、地域で少ない小児科医として公的な仕事も多く、勤務小児科医とは違った意味での重圧が加わっている。
- 4 地域医療の中で、期待される開業小児科医の役割  
安心子育て指導  
予防接種(集団接種、個別接種)  
感染症の予防対策  
学校保健、保育所保健指導・管理(学校医、園医)  
地域の子育て支援(公的委員会、講演会など)  
病児保育所の運営  
「子どもの心相談医」認定医1,150名(日本小児科医会)  
障害児(者)医療  
虐待関連医療

自殺予防医療  
救急医療

#### 5 開業小児科医の実収入と「医療経済実態調査」の内容との相違点

平成19年度「診療所小児科の医療経済実態調査」(日本小児科医会調査)では、「主な標榜科が小児科、医師1人、無床診療所」での「個人」収益は162万円・月、「法人」理事長給与で187万円であった。

一方、同時期に行われた厚労省の「第16回医療経済実態調査」では、「無床診療所、個人、小児科」の収支差額は174万円、「一般診療所、無床、院長」の給与は207万円であり、それぞれ、12万円、20万円少ない。

その原因の一つは、解析件数の相違である。日本小児科医会のそれは355件、後者のそれは、わずか、41件である。

平成21年度「診療所小児科の医療経済実態調査」(日本小児科医会)は、現在解析中であるが、「小児科医1人、無床診療所」(解析数306件)では、「法人、理事長」給与平均は、2,485万円・年、であり、年齢とともに減少している。

#### 6 勤務医と開業医の待遇の差について

厚労省平成21年度の「医療経済実態調査」では、一般的に、勤務医給料123万2千円・月(賞与を含む)、開業医給料208万2千円、と報告されている。

開業医には、租税の外に、開設資金の個人返済、年金に変わる老後積立資金、診療所の継続の機材の購入資金、開業継承のための資金などが必要である。

世界に誇る自由開業医制度により、日本の医療は、OECDの中でも低位の費用で、国民の健康を守ってきた。「診療報酬」という公定価格の適正な設定こそ、国民の安心を得る、最も投資効果の高い国の仕事と考える。

#### 7 外来小児医療の充実のための小児時間外診療

##### ① 「かかりつけ小児科医」として

夜間でも相談に、時には診察

家族の健康管理、感染症予防の指導

##### ② 「小児科特例時間外加算」、「夜間早朝等加算」および「小児科外来診療料」の拡大は、開業小児科診療所の時間外診療促進に有益である。

- ③ 初期救急医療に従事する小児科開業医を支援する重要な方策の一つは、2次病院における、「空き病床の確保」である。「空き病床」は独立採算を目指す病院側にとっては痛手であり、その為の診療報酬の裏付けがある。

#### 8 地域の「時間外小児救急」の充実のために、開業小児科医が果たしている役割

(資料2、資料3)

- ① 夜間・時間外小児救急センターへの出務  
全国各ブロックの例、広島市の例、津市の例、鹿児島県の例
- ② 在宅当番医制度への協力  
(社)安佐医師会の例
- ③ 在宅での時間外診療  
(コメディカルの協力がいない場面で一)  
日曜日開設、  
午後8時まで通常診療  
公的病院の休院時間帯のカバー(土曜日、早朝)
- ④ #8000小児救急電話相談事業への協力、
- ⑤ 海外在住邦人への電話相談事業への協力

#### 9 次期診療報酬改定に向けての具体的な要望事項(小児救急関連のみ)

(資料4)

- ① 小児救急・地域連携医療の評価  
「乳幼児地域連携救急外来加算」の新設  
自己の診療所の外で、小児救急医療に携わっている実績に対して
- ② 包括医療からの高点数分の除外規定の新設  
シナジス、  
「診療情報提供料」など
- ③ 開業小児科外来での、「RSウイルス迅速診断」の点数化
- ④ 「病院小児科空床」に一定の制限を付けて、点数化

#### 10 おわりに

若い開業小児科医の情熱を維持し、意欲を育てる診療報酬体制を!

資料一覧:

資料1 全国都道府県別開業医会員別小児科診療所数(日本小児科医会)

資料1 全国都道府県別A会員診療所数

H21.10.29

- 資料2 全国5ブロックの小児救急対応状況(日本小児科医会)  
資料3 「新型インフルエンザ」流行時の#8000の利用状況(広島県)  
資料4 社会保険診療報酬における小児医療に関する要望書(学会、医会)

1	北海道	108
2	青森県	42
3	岩手県	46
4	秋田県	44
5	山形県	35
6	宮城県	81
7	新潟県	83
8	福島県	66
9	栃木県	51
10	茨城県	36
11	埼玉県	115
12	群馬県	105
13	千葉県	105
14	東京都	302
15	神奈川県	167
16	静岡県	131
17	山梨県	26
18	富山県	42
19	石川県	36
20	長野県	50
21	福井県	29
22	愛知県	177
23	岐阜県	64
24	三重県	70
25	滋賀県	40
26	京都府	87
27	大阪府	185
28	奈良県	27
29	兵庫県	215
30	和歌山県	61
31	岡山県	57
32	広島県	138
33	山口県	73
34	鳥取県	31
35	島根県	34
36	香川県	47
37	愛媛県	78
38	徳島県	33
39	高知県	27
40	福岡県	217
41	佐賀県	49
42	熊本県	65
43	大分県	47
44	長崎県	69
45	宮崎県	42
46	鹿児島県	52
47	沖縄県	37
48		0
	合計	3722

会員年齢	年齢(才)	会員数 1	会員数 2
30代	30~34	0	22
	35~39	22	
40代	40~44	124	463
	45~49	339	
50代	50~54	594	1325
	55~59	731	
60代	60~64	658	1033
	65~69	375	
70代	70~74	323	564
	75~79	241	
80代	80~84	292	399
	85~89	107	
90代以上	90~	33	33
合計	*	3839	3839

## 資料2

「開業小児科医の小児救急医療での活動状況及び新型インフルエンザ対応状況  
 -各ブロック別解析」

(日本小児科医会・小児救急医療委員会)

日本小児科医会小児救急医療委員会が実施した小児救急に関する全国アンケート調査結果を、平成22年度第21回日本小児科医会総会フォーラム(山口市)、平成22年度第113回日本小児科学会学術集会(盛岡市)に発表予定。(未定稿)

## 各ブロックにおける小児救急医療情勢の報告

## ① 北海道ブロック

① 13都市に夜間急病センターがあり夜間時間外患者の受け入れを行っている。

急病センター施設のない郡部地域では病院小児科が24時間、通年で一次・二次救急対応を強いられ負担が大きい。過疎地域では病院小児科の負担軽減のための集約化・重点化は医師不足・施設不足で実施困難である。

② 札幌市の小児救急医療体制は休日在宅当番方式+夜間急病センター方式(一次救急制度)と二次救急当番病院制度(二次救急制度)で運用されている。二次救急施設への時間外患者のコンビニ受診はないが、少ない病院小児科医師数、少ない病床数で二次救急当番を実施しなければならず負担は大きい(小児科医64名、病床330床、12病院)。

③ 札幌、旭川、函館を除く地方都市や郡部過疎地域では病院小児科医も開業小児科医も少ないため小児科医だけによる小児救急診療体制の維持は困難である。他科の医師の診療参加がなければ小児救急医療体制の維持は不可能である。このため小児科医会は、他科医師のために小児科診療のための講習会を開催している。

## 東北ブロック

① 都市部の一次救急診療体制は急患センター方式で24時間対応、郡部は休日勤帯対応が多い。宮城県、山形県、秋田県では地域連携方式を採用している地域もある

② 重点化は宮城県では旨く行っているが、その他の地域は医師不足のため進展なし

④小児科医だけでは小児救急を維持できないので他科医師による支援が必要

④東北地域は山岳地帯が多く交通事情が良くない。

#### ② 近畿ブロック

①日本小児科学会が提唱した病院小児科の集約化重点化に関しては各府県で理解や認知度に隔たりがあり対応は様々である。地域小児科センター構想から大学や小児センター、大阪の小児医療の地位向上に貢献してきた私立医療機関が排除されていることの問題点をこれまで指摘してきた

②重点化集約化が全国展開されるには、都市部・過疎地域の違い、小児医療に対する行政の理解や予算処置などが検討され、解決しなければならない課題がまだまだ残されている

③小児救急医療委員会のアンケート調査結果に示される小児救急医療体制改善のための提言や医会活動を推進していくことが重要と考える

#### ③ 中四国ブロック

①広島県呉市の3つの病院小児科勤務医は負担軽減のため3病院による輪番体制導入を病院長へ働きかけたが却下された経緯がある(経営上のデメリットが理由)。4年前呉市医師会は小児夜間診療所を開設したが患者数は増えず赤字経営となっていた。

②平成19年広島大学小児科による、広島市、三次市、尾道市、三原市などにおける病院小児科の集約化・拠点化を契機に、呉市3病院の小児科医1名削減により病院単独での時間外救急診療が不可能となった。これにより3病院と医師会の協議が行われ、病院は時間外選定療養費5000円を患者から徴収することとなった。その結果病院を受診していた時間外患者は医師会設立夜間診療所へ受診するようになり経営が安定化するとともに、病院小児科医の負担も軽減した。福山市でも二次救急病院への時間外受診患者の抑制と小児夜間診療所への誘導を旨とし時間外選定療養費の導入を計画している

#### ④ 九州沖縄ブロック

##### ① 小児初期救急医療体制

急患センター方式が一番多く、その他に病院輪番方式、開業医による在宅輪番方式(鹿児島県で多い)などが存在し円滑に運営されている。都市部ではコンビニ受診、小児科医師不足、出務医師の疲弊などの問題がある。郡部では医師不足、入院施設の不足などの課題を抱える地域が多い。一般的に開業医が初期救急に携わる比率は40～50%であるが、福岡県は20%程度で勤務医への負担が大きい。

##### ②小児二次救急医療体制(事故外傷を含めて)

二次体制が「大体旨く行っている」県では基幹病院・救命センターの医師の協力が得られること、医会が調整・統制している所である。「まあまあ旨く行っている」という回答理由には、都市部と郡部の連携が旨く行かない、搬送が困難で地域完結で救急を行わなければならないこと、医師不足、新生児病床の不足のため遠方搬送が多い、などの理由があるためである。

ブロック内で地域格差が大きい。

##### ③二次三次救急体制

24時間365日体制の二次・三次救急受け入れは大学病院、都市部の救命センター、都市部の基幹病院等に集約化されている。小児の搬送医学・搬送体制の拡充が不可欠。

##### ④まとめ

人口の少ない県ほど都市部・郡部格差が大きく、初期救急医療提供体制の複数化が必要で、開業医への負担増がみられ、その持続性が危惧される。人口過疎地域ほど非小児科医との協働が不可欠、小児救急研修会診療ガイドライン、IT機器を用いた医療支援体制の構築が必要。二次三次医療は施設能力、医師不足の状況を判断し、搬送医学の拡充を合わせながら複数県合同の集約化重点化を目指す必要がある。

#### 新型インフルエンザの医療体制について

##### ①北海道ブロック

9月に入り流行規模が拡大、札幌市では休日当番施設あるいは夜間急病センター受診患者数は1日に平均200/施設を越えるようになってきた。規模拡大に対し札幌市では10月から小児一次及び二次救急当番施設の増加対策を開始することになった。また夜間急病センターの診療医も増加して対応することにした。

##### ②東北ブロック

盛岡市ではインフルエンザ患者が少しずつ増加、普段80名規模の休日外来患者数が120名程度まで増加してきた。軽症の脳症患者も発生した。夜間診療体制は医師を1名増員して対応、脳症患者は大学、肺炎患者は二次救急病院で対応する。

##### ③関東ブロック

東京～神奈川ではインフルエンザ流行規模が急拡大中、脳症、肺炎患者の発生もあり、ICUにはARDS患者の入院治療が増加したとの情報あり。8月10日に茨城県土浦協同病院へ入院した脳症患者は一命を取りとめたが高次脳機能障害が残る可能性がある。茨城県では新型インフルエンザ重症患者の入院病床が不足している。茨城県保健福祉部と共同で「新型インフルエンザ患者

数の増加に向けた小児医療体制の調査」を実施し、医療機関の小児科医師数、病床数、外来患者受入数、医療機関の診療時間の延長有無、入院患者の受け入れ状況、人工呼吸患者数の実態調査を行っている。また脳症や肺炎に早期に築くための注意喚起パンフレットを作成、外来で配布している。

④近畿ブロック

定点観測では1施設平均20名に達している。新型インフルエンザに関する正しい情報提供を行うための広報活動が必要であるが、行政から医療機関に対する適切な情報伝達がないため(インフルエンザ患者の発生に関する地域差など)大阪医師会・小児科医会が約700の医療機関へFAXまたはホームページにより適切な情報伝達を行っている。

⑤中四国ブロック

新型インフルエンザの流行は広島市では大きな規模にはなっていない(定点1名位)。広島教育委員会が漸く学級閉鎖や学年閉鎖に関する情報を提供するようになった。福山市では、45名の内科医と32名小児科医が協力し発熱する患者のための夜間急患診療外来を午後11時まで開設、重症患者は市内4つの病院小児科で受け入れる態勢を整備している。必要経費は行政負担。

(平成21年9月27日現在)

資料3  
小児救急電話相談に係る「発熱」の相談件数の推移(広島県)

	6月	7月	8月	9月	10月
21年度	177	152	207	226	206
20年度	154	155	113	88	84
19年度	110	103	77	82	88

※21年度の10月は、10月22日現在の数値。(ただし、10月18日分は除く)

平成 21 年 5 月 吉日

厚生労働大臣  
舛添 要一 殿

## 社会保険診療報酬における小児医療に関する要望書

社団法人日本小児科学会  
会長 横田 俊平社団法人日本小児科医会  
会長 保科 清

新緑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素から、小児医療にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

少子化対策は国の最優先事項であり、国民の間でも子育てを支援していこうとする意識は高まりつつあります。今までの診療報酬改定によって、小児救急医療の整備拡充策、小児医療に携わる医師の過重労働の軽減策、病院および診療所の経営安定化のための施策等がなされてきました。しかしながら、子どもを健全に育成するための重要な柱である小児医療は、依然として崩壊の危機に瀕しています。

小児医療を守り維持していくためには、今後もあらゆる方策を検討し、実行することが急務であります。殊に、日本国内すべての小児にこれまで以上の良質で均衡のとれた医療が、公平に受けられる体制の基盤を固めていく必要があります。そのためにも子育て世代の経済的負担を軽減する小児医療費の9割保険給付、小児医療に携わる医師等の働きやすい環境作りをすることが、重要な優先課題であります。

今回の診療報酬改定に当たっては、そのような小児医療の現状をご理解いただき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## ◎ 特定機能病院における小児入院医療管理料の算定

現在、特定機能病院において、小児入院医療管理料は算定不可となっております。大部分の特定機能病院においては、小児入院医療管理料の施設基準を満たし、小児医療の中核的な病院となっております。しかし、現状では特定機能病院の小児医療は不採算であり、このまま放置すれば特定機能病院の小児病棟を縮小せざるをえない状況です。よって、特定機能病院においても小児入院医療管理料の算定が可能になることを要望いたします。

## ◎ 小児入院医療管理料の増設と小児入院医療の適正評価

平成 20 年 4 月の診療報酬改定で、高度の小児医療の充実として、小児入院医療管理料 1 が新設されました。しかしながら、対象病院はこども病院等の施設に限られており、小児二次医療の中核となるべき施設（いわゆる日本小児科学会が提唱している地域小児科センター）を考慮したものではありません。小児救急医療を含めた二次医療を充実させていくためには、小児入院医療管理料の増設が必要です。

小児の診療規模や内容に応じて、医師数、看護師数の基準を設けた適正な点数体系が必要であり、さらに、現在の小児入院医療管理料に包括化されている不合理、矛盾点の是正を要望いたします。

- ① 小児入院医療管理料の増設
- ② 小児入院医療管理料の算定要件と施設基準の緩和

小児の救急入院を 365 日 24 時間体制で受け入れる施設（地域小児科センター）を円滑かつ安定的に運営するためには、十分な医師数および看護師数が必要です。① の小児入院医療管理料は、小児科医師 9 名以上（新生児科医師を除く）、看護師夜勤帯 9:1 以上とします。

現在の小児入院医療管理料 2 の基準である医師数 5 名以上、患者看護師比率 7:1 では、少人数の医師、看護師で診療を行っていることになり、小児科医師の疲弊をきたす最大の要因となっています。

なお、小児入院医療管理料は病院に限るとされています。小児科を主とする有床診療所が、入院を必要とする小児に対して病院と同じ役割を担って入院診療が行われています。このような診療所においては、経営的に非常に厳しい状況にあります。診療所においても施設基準を満たすならば、病院と同様に小児入院医療管理料を算定できることを要望いたします。

## ◎ 外来小児医療の充実

平成 20 年 4 月診療報酬改定において小児科外来診療料が各 10 点引き上げられました。しかし外来での診療に直結する迅速検査の普及、高額な治療薬剤の登場などにより、診療に要する費用の高騰が顕著になっています。

小児医療において病院や診療所の役割分担・相互連携を明確化し、機能的に運用するためには、診療情報提供は通常の診療とは別個の独立した診療行為と見なすべきです。また 6 歳未満の乳幼児には、成長・発達・育児・栄養等に十分な配慮が必要です。

以上のことから、

- ① 小児科外来診療料の増点と 6 歳未満への年齢拡大
  - ② 診療情報提供料 (I) および高点数検査、高額薬剤の小児科外来診療料からの除外
  - ③ 乳幼児育児栄養指導料の 6 歳未満への年齢拡大
- を要望いたします。

## ◎ 小児救急・地域連携医療の評価

久しく小児救急医療の危機が指摘されています。小児の一次救急医療に、診療所医師の参加は不可欠であり、平成 16 年度診療報酬改定においては小児科特例時間外加算が認められました。それでもなお、国民のニーズに答えられている状況とはいえません。そこで、小児救急医療に参与している診療所医師への評価を充実させる観点から、

- ① 乳幼児地域連携救急外来加算
- を提案し、要望いたします。

## 平成 22 年度社会保険診療報酬改定に関する小児医療の要望事項

## 【最重点要望事項】

## 1. A307 小児入院医療管理料

(1) 特定機能病院においても、小児入院医療管理料の算定を可能にする

(2) 小児入院医療管理料の増設

小児科医師 9 名以上(新生児科医師を除く)、看護師夜勤帯 9:1 以上で、365 日 24 時間体制で小児の救急入院を受け入れる。 4,500 点

これは下記(3) 小児入院医療管理料 1 と 2 の間に位置づけられるものです。

(3) 小児入院医療管理料の増点

小児入院医療管理料 1	4,500 点→5,400 点
小児入院医療管理料 2	3,600 点→4,000 点
小児入院医療管理料 3	3,000 点→3,600 点
小児入院医療管理料 4	2,100 点→3,000 点

(4) 小児入院医療管理料の算定要件と施設基準の緩和

① 小児科を主たる標榜科とする有床診療所においても、施設基準を満たす場合は小児入院医療管理料の算定を可能とする。

② A221 重症者等療養環境特別加算、A224 無菌治療室管理加算、A205 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算の算定を可能にする。

③ B008 薬剤管理指導料を算定可能にする。

④ 入院中に在宅指導を行った場合は、在宅指導管理料の算定を可能にする。

小児の在宅指導には長時間を要し、年齢に応じた器材も必要である。

⑤ 保育士加算におけるプレイルーム面積の緩和 30→25 m<sup>2</sup>に縮小。

⑥ 保育士加算は、小児入院医療管理料に対する加算ではなく、小児の入院している病棟(特定機能病院も含めて)において基準を満たすプレイルームがあり、保育士が勤務している場合は算定を可能にする。

⑦ 心臓カテーテル検査法、血管造影、各種内視鏡検査、臓器穿刺・組織採取 (D416)、内分泌負荷試験、人工腎臓、血液成分除去療法、持続緩徐式血液濾過、血漿交換療法は、小児入院医療管理料の包括から除外する。

⑧ 検査を麻酔下で行った場合、麻酔管理料の算定を可能にする。

⑨ 小児悪性腫瘍・血液病棟、新生児集中治療室の回復期病棟、小児循環器専門病棟など特化した病棟においては、在院日数 21 日以内の制限を撤廃する。

(5) レスパイト小児入院医療管理料の新設 6,000 点 (人工呼吸管理)

5,400 点 (非人工呼吸管理)

人工呼吸器や気管切開などの在宅療養をしている患者が、社会的事情や合併症等罹患により短期間

の入院を要する場合であっても、現状ではほとんど受け入れられない状況である。そこで、地域の一般病院小児病棟にレスパイト目的で入院できるように、この管理料を新設する。それによる家族の負担軽減をはかることによって、在宅ケアにスムーズに移行できることが期待できる。

(6) 超重症児入院医療管理料 (病院小児科) 6,000 点

(療育施設) 5,000 点

一般小児科、重症心身障害児施設(包括入院管理料)として新設し、超重症児(者)・準超重症児(者)加算とは併用できない。

## 2. B001-2 小児科外来診療料

(1) 小児科外来診療料の増点と 6 歳未満への年齢拡大

初診: 670 点→760 点 (院内処方) 再診: 490 点→530 点 (院内処方)

560 点→650 点 (院外処方) 380 点→420 点 (院外処方)

(2) 診療情報提供料 (I) 及び高点数検査、高額薬剤、同日再診料の包括からの除外

(3) 初診時電子化加算の算定を可能にする。

## 3. B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 (130 点)

(1) 乳幼児育児栄養指導料の年齢拡大 3 歳未満→6 歳未満

## 【重点要望事項】

A~G 乳幼児・学童・生徒加算の統一

低出生体重児 (体重 3kg を超えるまで) 200/100

新生児 (生後 1 ヶ月未満) 100/100

乳幼児 (1 ヶ月以上 2 歳未満) 80/100

幼児 (2 歳以上 6 歳未満) 60/100

学童 (6 歳以上 16 歳未満) 40/100

A001 ネプライザー処置を行っても、外来管理加算の算定を可能にする。

B001 小児特定疾患カウンセリング料の 2 年以内の制限撤廃、および年齢拡大 (20 歳未満)

B001 学校伝染病管理指導料の新設 (証明書料、登園・登校許可証料を含む) 150 点

B001 集団生活管理指導料の新設 (証明書料、生活管理基準などを含む) 150 点

伝染病に限らず、学校関係の文書や相談、技術指導等については、現在料金設定はされていない。しかし、病状の変化や、年度替わりごとに、学校側から面談や文書作成を求められている。面談や文書作成にはかなりの時間を要するため、それぞれ要件別に管理指導料の新設を要望する。

心臓病、腎臓病、アレルギー疾患、神経・筋疾患等が対象

A000 乳幼児地域連携救急外来加算 20 点 (新設)

小児科・小児の外科を主たる標榜科とする保険医療機関において、下記の要件に当てはまる小児科・小児の外科を担当する医師が、6 歳未満の乳幼児に対して診療を行ったとき 1 日 1 回に限り算定できる。小児科外来診療料と併せて算定することができる。

要件: 自己の診療所外での小児を対象とした救急事業および地域連携医療に、参加の実績があること。

## 【要望事項】

## 1 基本診療料

A002 小児外来診療料の新設(200床以上の医療機関) 300点

A100 入院基本料の乳幼児加算、幼児加算の増点

## 乳幼児加算

病院 333点----&gt;633点

病院(特別入院基本料を算定) 289点----&gt;589点

診療所 289点----&gt;589点

## 幼児加算

病院 283点----&gt;583点

病院(特別入院基本料を算定) 239点----&gt;539点

診療所 239点----&gt;539点

A200 母体搬送後に院内で出生した新生児を紹介患者として取り扱う。

A205 乳幼児救急医療管理加算の増点 150点----&gt;300点

A... 長時間救急外来診療処置加算[乳幼児] 300点(新設)

救急外来で、乳幼児に4時間以上の点滴治療等や症状観察のための安静保持・経過観察を行った場合に加算する。

A212 超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算の適用拡大と増点

超重症児(者) 判定スコア 25以上→10以上 300点→500点

準超重症児(者) 判定スコア 10以上→5以上 100点→300点

A212-2 新生児入院医療管理加算の増点 800点→3,600点

A221-3 院内学級管理加算 300点(新設)

施設内に病弱学級を開設している場合に、通級者を対象に算定する。

A233 栄養管理実施加算の増点 現行:1日につき12点→30点

適切な栄養管理は、病状の回復促進、障害児に起こりやすい褥創や誤嚥、肺炎などの予防、免疫力の改善に伴う院内感染の発生抑制等をもたらす、医療の質の向上と同時に医療費の削減に寄与する。管理栄養士による指導・管理の時間等を勘案し、増点を要望する。

A301 小児特定集中治療室管理料の新設

14日以内 30,000点 30日以内 15,000点

A302 新生児特定集中治療室管理料を新生児特定集中治療室管理料1と名称変更して増点

8,500点----&gt;10,000点

A302-2 新生児特定集中治療室管理料2 6,000点(新設)

施設基準は、小児科医師が施設内に常時配置されており、看護師は常時3:1を満たすこと。

A303 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)の増点 8,600点----&gt;10,000点

A... 診療録長期保存加算 1入院につき60点加算(新設)

要望理由:新生児期、小児期に高度の専門医療を受けた患者の予後の観察は重要である。また、成人して発症する疾患に対して適正な医療を行うためには、小児期の診療情報の活用が必要である。10年以上の長期にわたる診療録の保管を行う必要があるため、加算を要望する。

A-1・救急搬送乳幼児診療加算 300点(新設)

救急車で医療機関に搬送されてきた患者を診察した場合に算定できる。

A 小児退院調整加算 1,000点(新設)

医療的ケアを日常的に必要とするなど、退院困難な要因を有する入院中の小児で、在宅での療養を希望するものに対して退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する(他の保険医療機関または福祉施設に転院した場合も対象に含まれる)。

## 2 指導管理料

B001-5 小児科療養指導料の対象疾患の拡大

小児慢性特定疾患の対象疾患をすべて対象にする。さらに自閉症などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害、二分脊椎、鎖肛、ヒルシュスプルング病、ヒルシュスプルング病類縁疾患、食道閉鎖症、短腸症候群、胃食道逆流症、肺低形成症、先天性気管異常症、胆道閉鎖症、原因不明の奇形症候群を対象疾患とする。

B001-5 小児科療養指導料の対象年齢の拡大 15歳----&gt;20歳

B001 周産期部門・小児病棟で勤務する臨床心理士カウンセリング料の新設 350点

B001 乳幼児呼吸管理料の新設:酸素投与および人工呼吸器使用の患者に適用 250点

B001 乳幼児喘息吸入ステロイド療法指導管理料 250点(新設)

B009 診療情報提供料の対象拡大

保育所、幼稚園、学校、保健所、児童相談所、保健センター等

B001(9-11) 食事指導料

(1) 入院時食事療養(I)における特別食加算の対象拡大 小児食物アレルギー食

(2) B001(9-11) 食事指導料の対象疾患の拡大 「低栄養」

(3) B001(9) 外来栄養食事指導料、B001(10) 入院栄養食事指導料の増点 130点→380点

## 3 在宅医療

C000 在宅医療においても乳幼児加算を設ける。

C000、B001-13:小児入院医療管理料を算定していても、在宅療養指導料(退院時を含む)は包括とせず、加算を可能にする

B001-13 小児在宅指導管理料(初期オリエンテーション) 300点(新設)

外来において15歳未満を対象として在宅療養に向けての指導を行った場合に算定する。

在宅自己注射や経管栄養など、在宅療養準備に向けての相談指導に長時間を要するため、療法開始前でも算定可能とする

C004 救急搬送診療料 6歳未満加算 150点----&gt;700点

C004-2 新生児救急搬送診療料 10,000点(新設)

新生児を、出生した医療機関等から救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。同時に救急搬送診療料は算定できない。

C005 小児在宅患者訪問診療料 830点(新設)

疾病にかかわらず、必要に応じて訪問診療を行った場合はすべて算定可能とする。

B001-13 退院前在宅療養指導管理料の増点と要件緩和 170点----&gt;300点

## 資料 4

小児に対して、在宅療養指導をする場合に算定。増点と回数を月4回までとする。

C000 小児在宅人工呼吸訪問指導料 10,000点 (新設)

在宅人工呼吸を始めるまでに、その環境を確認して事故等のないように整える準備が必要である。そのために医師、看護師、臨床工学士、メディカルソーシャルワーカーなどが事前に患者宅を訪問して環境をチェックし、体制を整えるためのものである。

C101～C112 指導管理料において、重複障害をもった患者では、同時に複数の指導管理料を算定可能とする。

小児では重複障害をもった患者が多く、同時に指導料を算定できないことから、必要とする器材費が高額となり、その分が医療機関または患者家族の大きな経費負担となっている。それゆえ、重複障害をもった患者については、同時に在宅指導管理料の算定を可能とする。

C101 在宅自己注射指導管理料の対象薬剤の拡大 G-CSF 製剤

C102 小児在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,940点 (新設)

C103 小児在宅酸素療法指導管理料

チアノーゼ型先天性心疾患とその他の場合を変更して、持続的に使用する場合と発作時に使用する場合とに分ける。

持続型 2,500点 (見直し) 発作型 1,300点 (見直し)

C103 小児在宅無呼吸発作指導管理料 600点 (新設)

無呼吸発作モニターを用いて、在宅管理をした場合に算定する。

C105 小児在宅経管栄養法指導管理料 2,500点 (新設)

小児では経口摂取不能が腸管の機能不全だけによるものではない。多くは脳性麻痺等による異常で、成分栄養剤のみならずミルクや流動食の注入が必要である。ミルクや流動食の場合においても注入ポンプを使用する必要がある。

在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算 (2,000点) および注入ポンプ加算 (1,250点) の算定を可能にする。

C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料の適用拡大

小児在宅経管栄養法指導管理料の新設がなされない場合、成分栄養剤の制限を撤廃する。

C109 小児在宅寝たきり患者処置指導管理料 1,500点 (新設)

C112 小児在宅気管切開患者指導管理料 1,800点 (新設)

新設がなされない場合は気管カニューレ加算 600点 (新設)

C114 小児在宅腸瘻自己管理指導料 3,800点 (新設)

C115 小児在宅膀胱瘻自己管理指導料 3,800点 (新設)

C150 血糖自己測定器加算は糖尿病患者だけでなく、低血糖症患者にも適用拡大する。

C150 在宅小児低血糖症患者指導管理料 820点 (新設)

C151 注入器加算に、G-CSF 製剤を加える。

C163 小児間歇導尿管用ディスプレイカテーテル加算 1,000点 (新設)

C169 小児気管切開用人工鼻加算 3,000点 (新設)

小児では人工鼻が湿潤で汚染されやすく、頻回に交換する必要がある。

C170 経皮的酸素モニター使用加算 600点 (新設)

経皮的酸素モニターを使用して管理した場合に算定する。

C150～169 在宅療養指導管理材料加算の条件緩和

## 資料 4

2以上の指導管理を行った場合にも、算定可能とする。

医療機器を使った教育指導は医療機関の職員が行うが、機械自体の取り扱い説明や機械のメンテナンスについては、販売(レンタル含む)会社等が患者家族に直接説明できるようにする。

## 4 検査

D007 ムコ多糖体分画定量 (尿中) の保険適用 1,500点 (新設)

D007 極長鎖脂肪酸分析 (血中) の保険適用 1,000点 (新設)

D007 カルニチン分画定量 (血中、尿中) 300点 (新設)

D 先天性代謝異常検査 (尿中有機酸分析) 対象医療機関の拡大 1,200点

D008 血清 25水酸化ビタミンD測定 の保険適用 700点 (新設)

D008 DNAメチレーション試験の保険適用 2,800点 (新設)

D012 R Sウイルス抗原精密測定算定対象の拡大 外来での適用

D200 小児の呼気NO測定試験の保険適用 180点 (新設)

D200 乳幼児気道過敏性試験の保険適用 1,000点 (新設)

D200 小児のスパイロメーターによる肺機能検査の新設 160点 (新設)

D200 喘息運動負荷試験の新設 1,000点 (新設)

D215 胎児心エコー検査 1,500点 (新設)

D215 脳磁図の保険適用 8,000点 (新設)

D 神経学的検査 500点

D287 成長ホルモン分泌刺激試験の月2回までの算定を可能にする。

D419 その他の検体採取に対する乳幼児加算 100点 (新設)

診断穿刺・検体採取料 (D400～419) では、ほとんどの項目で、6歳未満の乳幼児の場合に100点の加算が認められているが、「その他の検体採取」には、乳幼児加算が認められていない。他の検体採取と同様に技術と人的資源を要するため、加算を要望する。

## 5 画像診断

E002 エックス線・核医学・コンピュータ断層撮影診断料の小児加算の年齢群による増点

## 6 投薬

F000 調剤料の小児加算の新設 6歳未満 50点

F000 計量混合調剤加算の新設 散剤 50点 水剤 50点 外用剤 30点

F100 F400 処方料、処方箋料 乳幼児加算 6歳未満まで年齢拡大

## 7 注射

G001 G004 G005 静脈内注射、点滴注射、中心静脈注射 乳幼児加算の増点

G004 点滴注射の6歳未満における要件緩和

1歳未満では、1日分の輸液量100mL以上を20ml以上にする。

## 10 処置

小児検査および処置における睡眠導入法 200点 (新設)

障害児で睡眠導入法を用いた場合は 250点 (新設)

一酸化窒素吸入(NO療法)の保険適用

1日8,300点(新設)

2009年11月5日 作成

日本小児科学会社会保険委員会

11 手術

手術通則 8 乳幼児・学童・生徒加算の統一

低出生体重児(体重3kgを超えるまで)	200/100
新生児(生後1ヵ月未満)	100/100
乳幼児(1ヵ月以上2歳未満)	80/100
幼児(2歳以上6歳未満)	60/100
学童(6歳以上16歳未満)	40/100

K552-2 両室ペースメーカー移植術の施設基準の緩和

心臓電気生理学的検査 年間50例以上→10例以上

静脈切開法による中心静脈カテーテル留置の保険適用	8,000点(新設)
経皮的肺動脈形成術	22,800点(新設)
経皮的動脈形成術	22,800点(新設)
先天性心疾患術後におけるその他の胸部血管に対する経皮的形成術	22,800点(新設)
経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法以外)	22,800点(新設)

12 麻酔

L 神経ブロック(ボツリヌス毒素使用)小児脳性麻痺の尖足が対象 600点

小児において心臓カテーテル検査法やカテーテルインターベンションなどを行う場合は、全身麻酔を必要とすることから、麻酔管理料の算定を可能とする。

13 薬剤、他

別書類に記載して要望いたします。

14 その他

- 1) 小児給付率及び年齢の引き上げ 9割給付と対象年齢の18歳までの拡大
- 2) 小児独自の診療報酬体系の構築
- 3) 病(後)児保育への保険適用

厚生労働省保険局医療課

周産期(新生児)医療および小児救急医療の現状についてのヒアリング

【1】平成18年度医療費改定の影響

平成20年3月に日本小児科学会社会保険委員会が作成した「病院小児科の実態および医療費改定における影響調査(医療費改定前後1年間の比較による病院小児科の影響調査)」の概要を示す。

(1) 診療収入

平成17年度に比べて平成18年度は、病院全体として0.3%とほとんど変わらないのに対して、小児科は6.7%の増であった。主として(旧)小児入院医療管理料1および2の引き上げによるものと考えられた。その一方で、小児福祉病院(重症心身障害児や慢性疾患を対象とする病院)や(旧)小児入院医療管理料3を算定する病院ではそれぞれ14.2%、4.3%の減となっていた。また、NICUに関しては大きな変化はなく、一般小児入院診療収入の影響のみを受けていた。

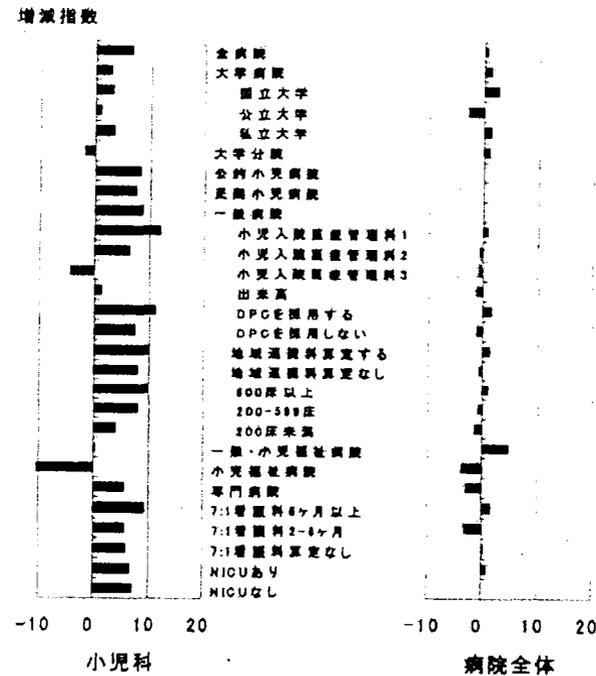
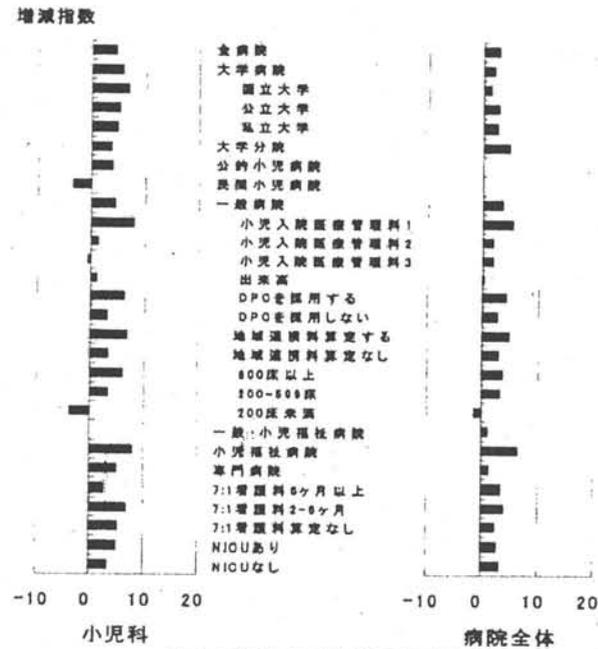


図2 診療収入の平均値の年度比較

## (2) 医師数

平成17年度に比べて平成18年度は、病院全体として2.7%、小児科としても4.5%増であった。しかしながら、(旧)小児入院医療管理料3を算定する病院や200床未満の一般病院ではそれぞれ0.7%、3.8%の減となっていた。これは、診療報酬改定の恩恵を受けられなかった影響と思われる(データには示さないが、医師の平均給与にも影響している)。



## 【2】平成20年度医療費改定の影響

平成20年3月に日本小児科学会社会保険委員会が作成した「平成20年4月診療報酬改定による病院小児科への影響について(平成20年6月分のレセプト内容の解析結果)」の概要を示す。サンプル抽出したレセプト内容を改定前の点数表を用いて置換作業を行ない、改定前後で比較した。

### (1) 入院診療報酬に対する影響

DPC採用病院は対象からはずしている。新設された小児入院医療管理料1を算定する病院のみが大幅な増加になっていたが、他の大部分の病院では減少していた。

	平成19年度を100とした時の差
全体	0.98
小児入院医療管理料1	7.75
小児入院医療管理料2	0.06
小児入院医療管理料3	-0.26
出来高	-0.05
出来高7:1看護	-0.14
出来高10:1看護	0.90
新生児特定集中治療室管理料 算定	0.31
新生児特定集中治療室管理料 非算定	-1.00

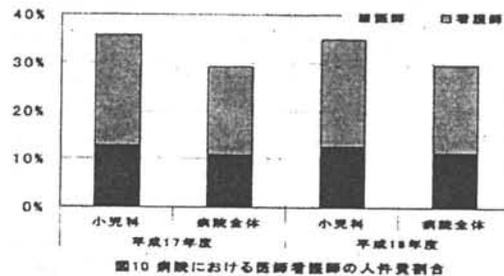
### (2) 外来診療報酬に対する影響

200床未満の病院で、地域連携小児夜間・休日診療料を算定し、院外調剤を算定している病院が最も有利である。

	平成19年度を100とした時の差
全体	-1.21
地域連携小児夜間・休日診療料 採用	0.59
地域連携小児夜間・休日診療料 不採用	-1.94
200床以上	-1.60
200床未満	-0.77
院外調剤	-0.92
院内調剤	-1.84
小児科外来診療料 採用	0.57
小児科外来診療料 不採用	-1.35

### (3) 医師、看護師の診療収入からみた人件費割合

平成17年度に比べて平成18年度は、病院全体として29.1%から29.7%に微増したのに対し、小児科は35.7%から34.8%にやや減少した。しかしながら、依然として小児科の人件費割合の高い状態が続いている。



【3】3か月以上入院し人工呼吸管理を受けている患者数

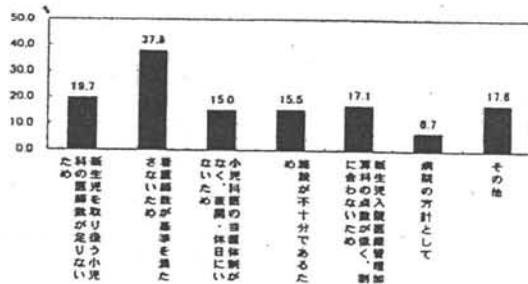
平成21年度に日本小児科学会社会保険委員会が行なっている全国病院調査の結果（中間集計）から、平成20年9月1日時点で入院中の3か月以上人工呼吸管理を受けている患者数を調査した結果を示す。

調査対象 病院数	回答数	回収率	小児科あり	閉鎖・休止	3か月以上人工呼吸管理を受ける人数		
					一般病棟	重症病棟	新生児病棟
3,234	2,992	92.5%	2,383	609	492	239	293

【4】新生児入院医療管理加算について

平成17年3月に日本小児科学会社会保険委員会が作成した「小児医療の診療報酬に関する実態調査報告書」から、新生児入院医療管理加算についての分析結果を示す。調査は平成16年度の診療報酬改定の影響調査の一環として行ない、調査対象331施設のうち200施設から回答があり、算定していたのは7施設で残りの193施設は算定していなかった。算定しない施設の理由を以下に示す。

図表 59 新生児入院医療管理加算を未算定である理由（複数回答、n=193）



【5】まとめ

平成16年度、18年度の診療報酬改定により小児科の診療報酬の改善が図られ、その経済的な問題点は改善されつつあるが医師・看護師数を適正な人数に充足しようという力が加わり、診療収入に占める人件費割合の高さは病院全体と比較して高いという構造的な問題は未だ解決していない。また、度重なる改定で経営状態が改善した施設がある一方で、小規模施設や長期入院を扱う施設などは診療報酬改定の対象からはずされてしまっているため、医師・看護師を増やすことが出来ず小児科の経営そのものが危機に瀕している。

小児の救急医療を担うべき施設のうち、上記のように比較的恵まれた施設ではその運営状況は改善傾向にあると思われるものの、それ以外の施設が経営できない状況にあることが全国各地の小児医療崩壊の一因と考えられる。一般小児救急医療より多くの人材や施設を必要とする新生児医療についてはさらに深刻な状況であろうことは想像に難くない。

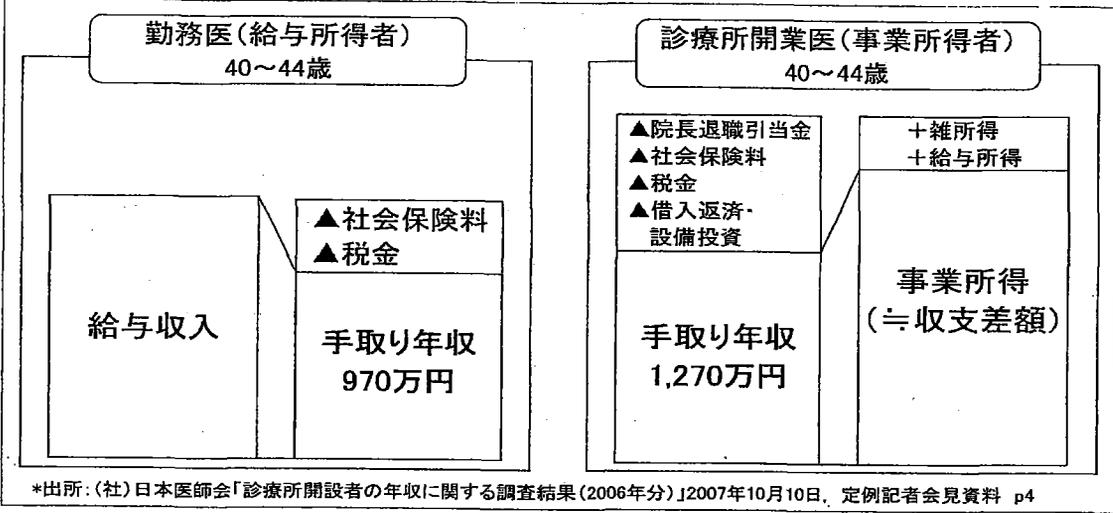
また、小児の医療レベルが向上するに従い、入院したまま長期間の人工呼吸管理等の高度医療を受け続ける小児も増加している（調査の時点で全国に1024名）。このような患者さんを受け入れている施設では、医療スタッフの労働負荷が増加するとともに病床稼働にも影響していると推定される。

小児救急医療の充実喫緊の課題であるが、その一方で患者さんの出口ともいべき後方受け入れ施設や在宅医療などの充実を同時に図らなければ画餅になってしまう可能性もあると思われる。

以上

病院勤務医と開業医(個人)の給与について

財政審は、個人事業主である開業医(個人)の収支差額が、病院勤務医の2.0倍であると指摘している※注)。しかし開業医(個人)は、収支差額の中から、退職金相当額を留保し、社会保険料、事業にかかわる税金を支払い、借入金の返済も行う。仮に比較するとしても、「手取り年収」で比較すべきである。



\*出所: (社)日本医師会「診療所開設者の年収に関する調査結果(2006年分)」2007年10月10日, 定例記者会見資料 p4

※注) 財政審建議資料p63

社団法人 日本医師会(2009年6月9日 日本医療懇談会)

## 初・再診料について

### 第1 現状と課題

- 1 病診の機能分化、役割分担を推進するため、診療所の初・再診料は病院より高く設定していたが、初診の際にかかる手間は変わらないことから、平成18年度においては初診料の統一を行った。同一日に複数の診療科を受診した場合の、2つ目の診療科の初診の評価を行った。平成20年度には、病診の格差を縮小するため病院の再診料の引き上げを行った。(参考資料 P2,3)
- 2 初・再診料の評価において、診療科による差は設けていないが、小児科については、乳幼児加算等により評価されている。患者本人又は家人により行うことが可能な処置について、基本診療料に含めて評価を行った。(参考資料 P4)
- 3 外来管理加算は、一定の処置や検査、リハビリテーション等を必要としない患者に対して、それらを行わずに計画的な医学管理を行った場合の評価であったが、医師が患者の療養上の疑問に答え、概ね5分を超えて疾病・病状や療養上の注意等に係る説明を懇切丁寧に行う場合に加算できることとする見直しを行った。(参考資料 P5)

### 第2 診療報酬上の評価

- 1 初・再診料は初診、再診の際の基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもので、簡単な検査、処置等の費用が含まれている。

初診料、再診料等の中に含まれると考えられるもの

- (1) 診療にあたって、個別技術にて評価されないような基本的な診察や検査、処置等
  - ・ 視診、触診、問診等の基本的な診察方法
  - ・ 血圧測定、血圧比重測定、簡易循環機能検査等の簡単な検査
  - ・ 点眼、点耳、100平方センチメートル未満の皮膚科軟膏処置等の簡単な処置等

(2) 診療にあたって、基本的な医療の提供に必要な人的、物的コスト

- ・ 上記に必要な従事者のための人件費
  - ・ カルテ、基本的な診察用具等の設備
  - ・ 保険医療機関の維持に係る光熱費
  - ・ 保険医療機関の施設整備費
- 等

が含まれると考えられる。

- 2 初診については、病院と診療所で同一の評価を行っている。再診に関しては、一般病床200床以上の病院に対する評価と、それ以外の病院、診療所に関する評価を設けている。

A000	初診料	270点			
A001	再診料	270点			
		改定前	平成20年度改定後 (改)		
1	病院の場合	57点	1 病院の場合 60点		
2	診療所の場合	71点	2 診療所の場合 71点		
A002	外来診療料	70点 (一般病床200床以上)			
社会医療診療行為別調査(各年6月審査分)					
		平成19年		平成20年	
		実施件数	算定回数	実施件数	算定回数
初診料		22,147,575	22,360,761	17,602,915	17,754,275
再診料	病院	7,190,252	13,879,460	7,553,384	14,278,774
	診療所	38,464,883	78,668,243	30,995,073	62,581,252
外来診療料		10,024,342	14,132,569	9,760,883	13,900,972

(参考)社会医療診療行為別調査入院外レセプト件数

	平成19年	平成20年
総数	74,626,808	63,875,481
200床未満病院	7,601,770	7,915,827
診療所	53,122,968	42,614,472
200床以上病院	13,902,070	13,345,182



改定前	平成20年度改定後 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">改</span>
<p>【皮膚科軟膏処置】</p> <p>1 100平方センチメートル未満</p> <p>【消炎鎮痛等処置】</p> <p>3 湿布処置 口 その他のもの</p> <p>【熱傷処置】</p> <p>1 100平方センチメートル未満</p> <p>【眼処置】</p> <p>所定点数には、洗眼、点眼、片眼帯、巻軸帯を必要とする処置、蒸気電法、熱気電法、イオントフォレーゼ及び麻薬加算を含む</p> <p>【耳処置】</p> <p>点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢除去を含む</p> <p>【鼻処置】</p> <p>鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む</p>	<p>【皮膚科軟膏処置】</p> <p>1 (削除)</p> <p>【消炎鎮痛等処置】</p> <p>3 湿布処置 口 (削除)</p> <p>【熱傷処置】</p> <p>1については、第1度熱傷では算定しない</p> <p>【眼処置】</p> <p>所定点数には、片眼帯、巻軸帯を必要とする処置、蒸気電法、熱気電法、イオントフォレーゼ及び麻薬加算を含む</p> <p>【耳処置】</p> <p>耳浴及び耳洗浄を含む</p> <p>【鼻処置】</p> <p>鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む</p>

#### 第4 論点

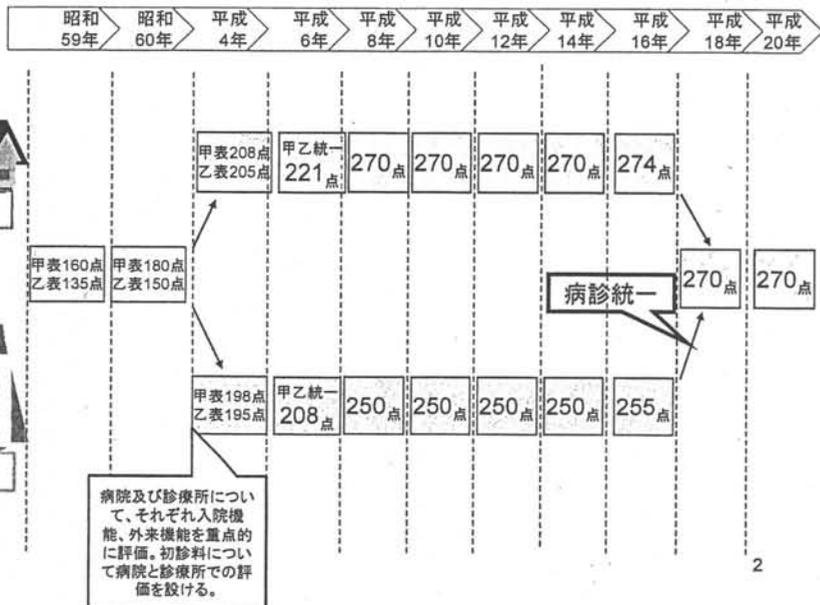
- 1 病院と診療所の役割分担と初・再診料における評価について、どう考えるか。(参考資料 P2,3,6-12)
- 2 各診療科が担う役割と、初・再診料における評価について、どう考えるか。(参考資料 P4,13-20)
- 3 外来管理加算について、診療報酬上の評価をどう考えるか。(参考資料 P5,21,22)

## 初再診料 (参考資料)

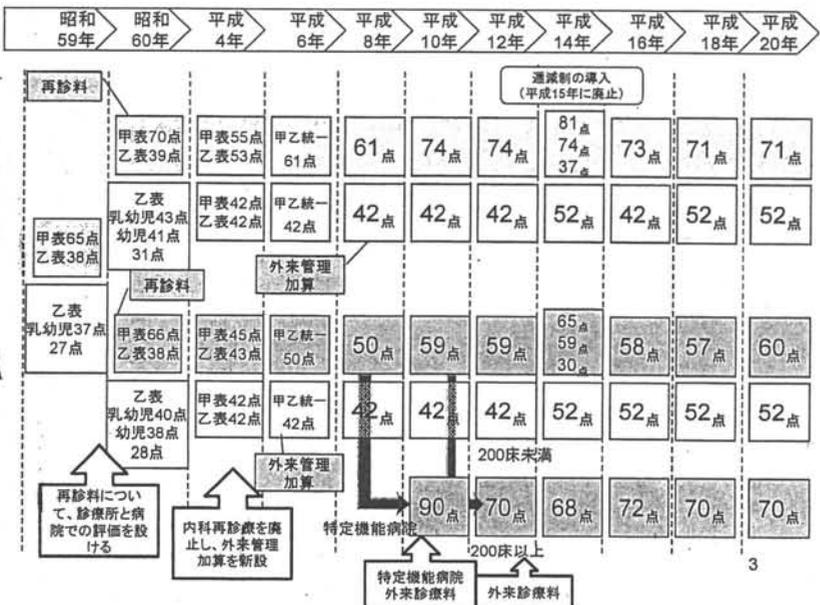
### 基本診療料について

基本診療料は、初診若しくは再診の際及び入院の際に行われる基本的な診療行為の費用を一括して評価するもの。	
初・再診料	<p>初診料(1回につき) 270点 外来での初回の診療時に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p> <p>再診料(1回につき) 病院 60点 診療所 71点 外来での二回目以降の診療時に一回毎に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p>
入院基本料	<p>入院の際に行われる基本的な医学管理、看護、療養環境の提供を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用を含み、病棟の種別、看護配置、平均在院日数等により区分されている。</p> <p>例) 一般病棟入院基本料(1日につき) 7対1入院基本料 1,555点 10対1入院基本料 1,300点 13対1入院基本料 1,092点 15対1入院基本料 954点</p> <p>なお、療養病床の入院基本料については、その他の入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射及び簡単な処置等の費用が含まれている。</p>
入院基本料等加算	<p>人員の配置、特殊な診療の体制等、医療機関の機能等に応じて一日毎又は一入院毎に算定する点数。</p> <p>例) 入院時医学管理加算(1日につき) 120点 (急性期医療を提供する体制及び勤務医の負担軽減に対する体制を評価)</p> <p>診療録管理体制加算(1入院につき) 30点 (診療記録管理者の配置その他の診療録管理体制を評価)</p>
特定入院料	<p>集中治療、回復期リハビリテーション、亜急性期入院医療等の特定の機能を有する病棟又は病床に入院した場合に算定する点数。入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射、処置等の費用が含まれている。</p> <p>例) 救命救急入院料2(1日につき)(3日以内の場合) 11,200点 (救命救急センターでの重篤な救急患者に対する診療を評価)</p>

## 初診料の評価の変遷



## 再診料・外来管理加算の評価の変遷



## 初・再診料・加算の一覧

初・再診料・加算	初診		再診				外来診療料	
	初診料		診療所		一般病床200床未満の病院		一般病床200床以上の病院	
	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科
	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科	小児科	その他診療科
1診療科目	270		71		60		70	
同一日2診療科目	135							
電話再診	-		71		60			
乳幼児加算(6歳未満)	72				35		35	
時間外加算	85				65		65	
休日加算	250				190		190	
深夜加算	480				420		420	
乳幼児時間外加算	200				135		135	
乳幼児休日加算	365				260		260	
乳幼児深夜加算	695				590		590	
時間外加算特例	230				180		180	
乳幼児時間外加算特例	345				250		250	
小児科標準保険医療機関における夜間加算特例	200	-	135	-	135	-	135	-
小児科標準保険医療機関における休日加算特例	365	-	260	-	260	-	260	-
小児科標準保険医療機関における深夜加算特例	695	-	590	-	590	-	590	-
夜間・早期等加算	50(診療所に限る)		50					
電子化加算	3							

## 平成20年度診療報酬改定における外来管理加算の取扱いについて

### 外来管理加算とは

内容:一定の処置や検査、リハビリテーション等を必要としない患者に対して、それらの行為を行わずに計画的な医学管理を行った場合に、再診料に加算されるもの(1回 520円)

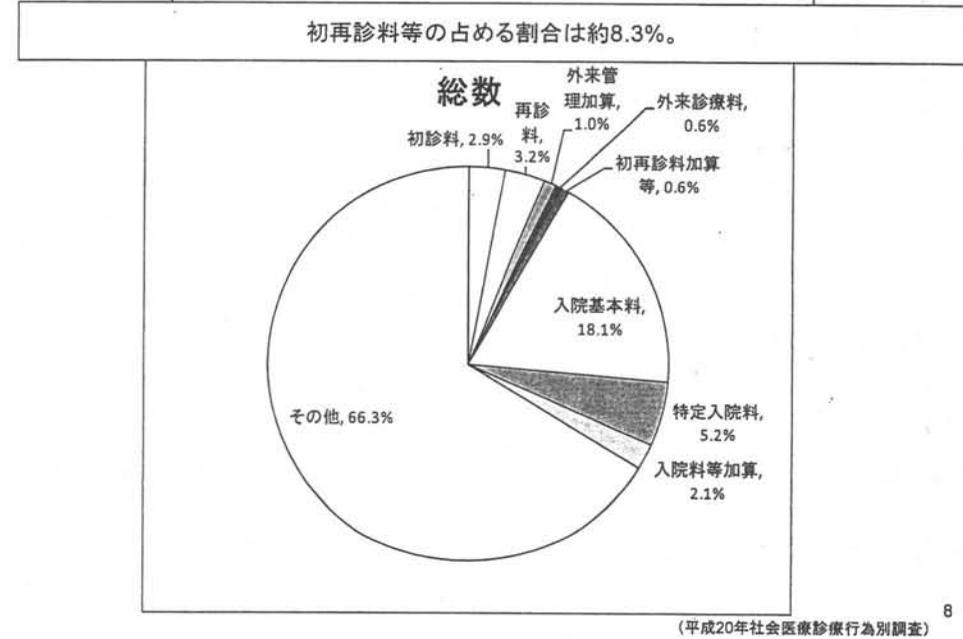
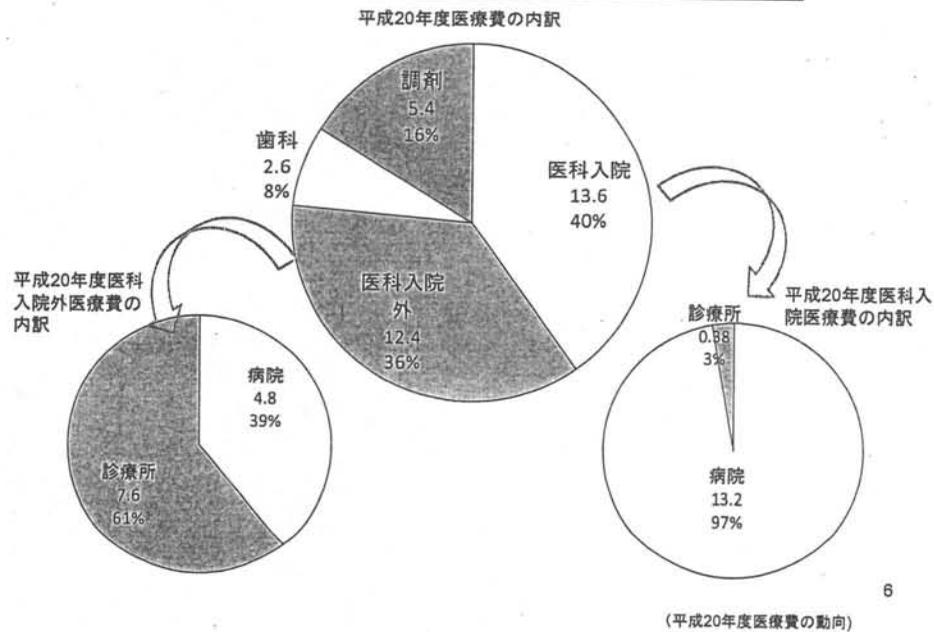
しかしながら、

- 処置や検査等が行われない場合に加算されることから、患者にとってわかりにくいとの指摘があること
- 過酷な労働環境を指摘されている勤務医に対する対策に財源が必要であったこと

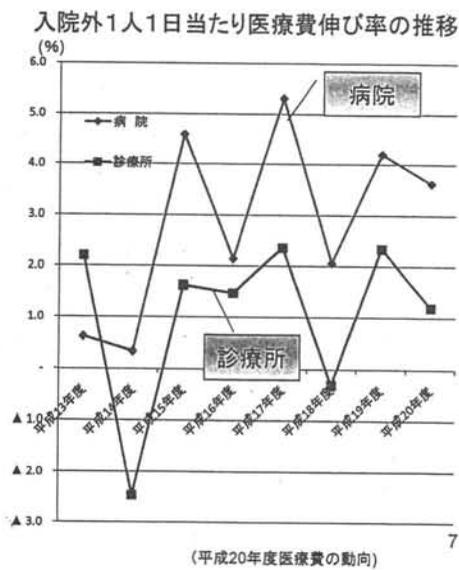
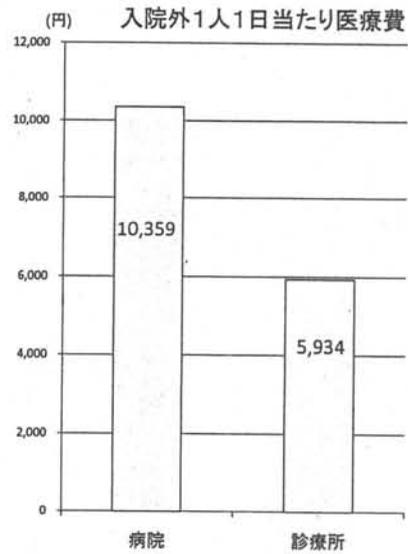


### 平成20年度診療報酬改定の内容

医師が患者の療養上の疑問に答え、概ね5分を超えて疾病・病状や療養上の注意等に係る説明を懇切丁寧に行う場合に加算できることとした。

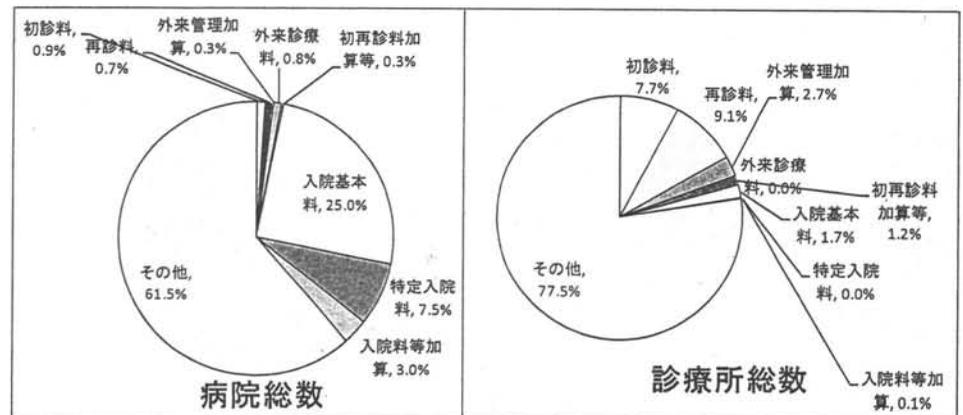


### 入院外1人1日当たり医療費

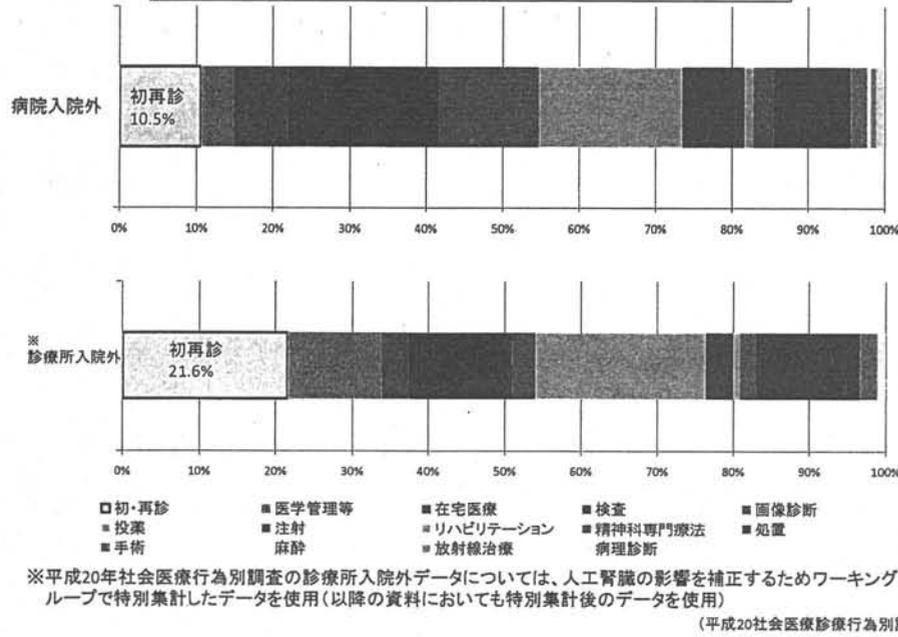


### 病院・診療所医療費に占める初再診料の割合

病院において初再診料等の占める割合は約3.1%、診療所においては20.7%。

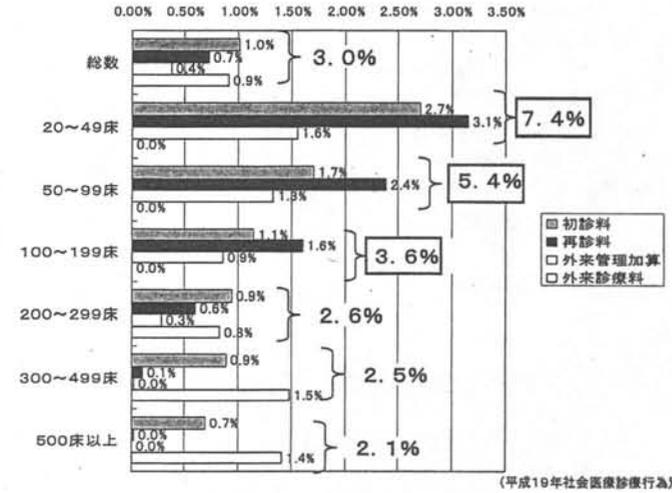


### 入院外医療費の内訳(大分類)



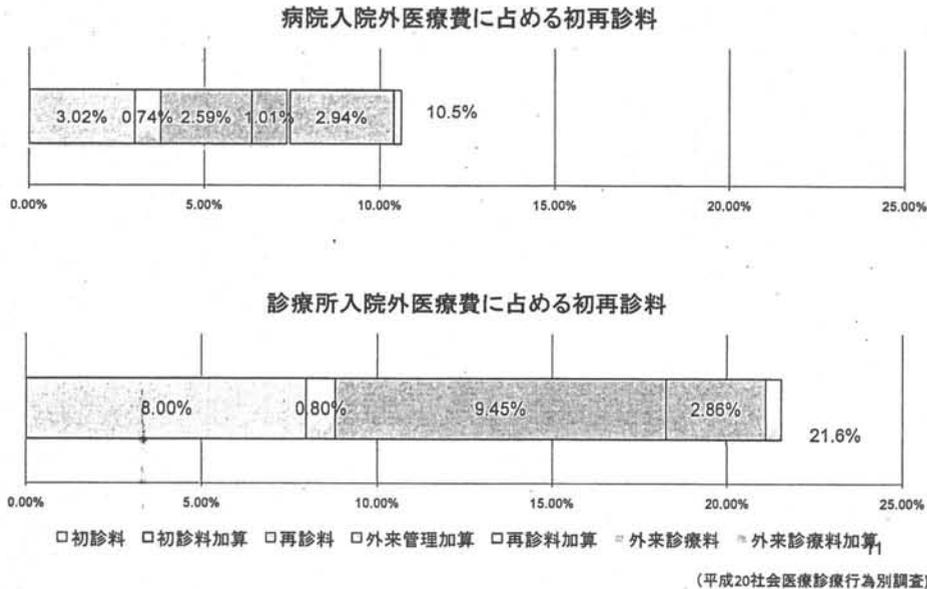
### 病床規模別病院医療費における初・再診料等の占める割合

○ 病床が少ない病院ほど、病床規模別病院医療費に占める初・再診料等の割合が高い。

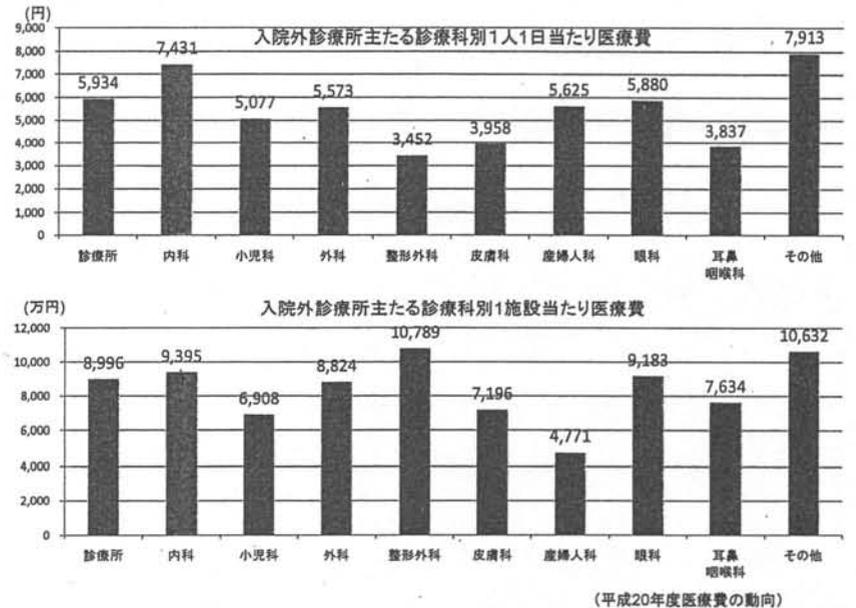


12

### 入院外医療費に占める初診料・再診料等の比率

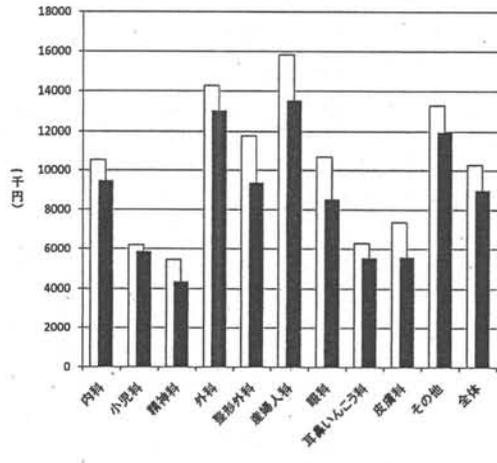


### 入院外診療所診療科別医療費



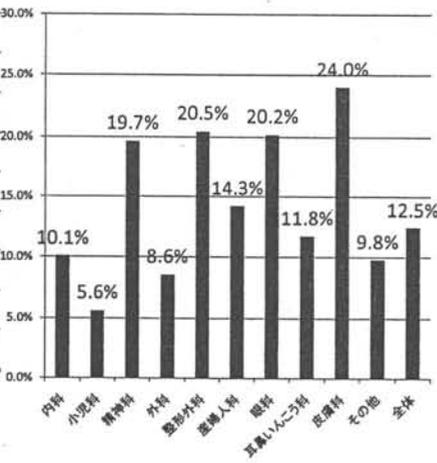
13

診療所における1施設当たり医業・介護収益、費用



□ 医業・介護収益 ■ 医業・介護費用

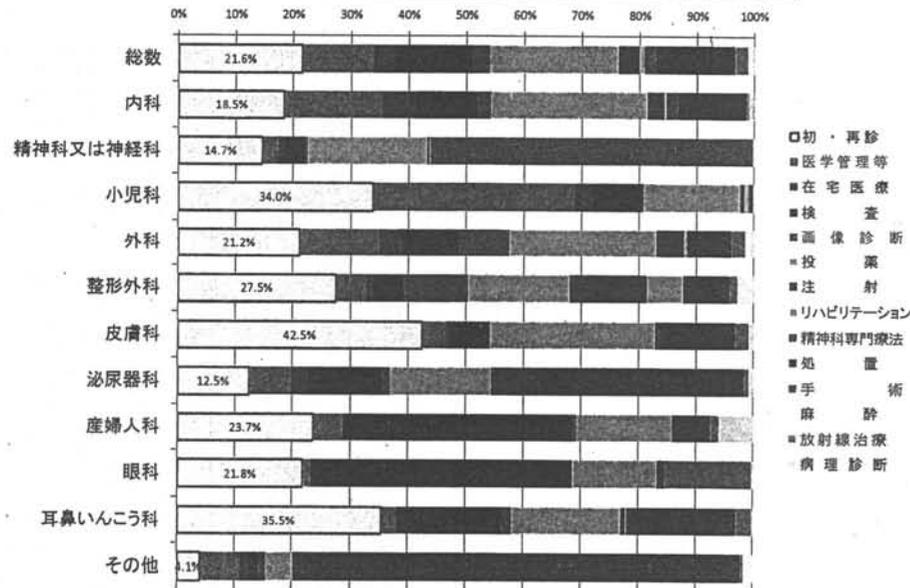
診療所における1施設当たり損益率



(平成21年度医療経済実態調査)

H21.6月分

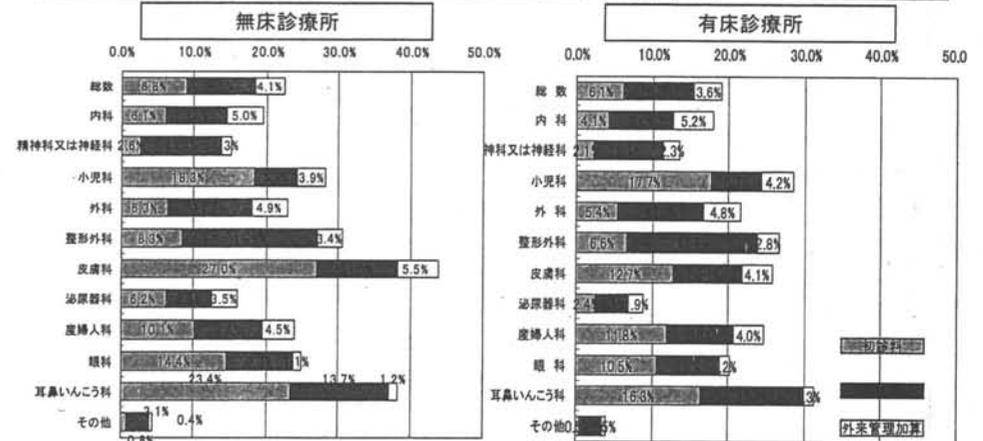
診療所入院外医療費の内訳(大分類)



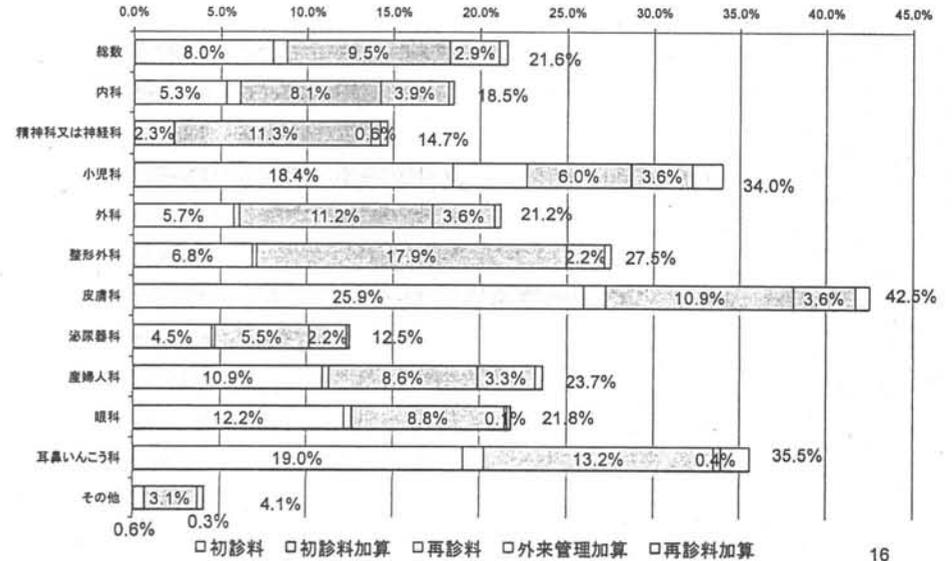
(平成20社会医療診療行為別調査)

診療所入院外医療費における各科別の初・再診料等の割合

- 診療所を各科別にみると、特に皮膚科、耳鼻いんこう科、整形外科、小児科は基本診療料の占める割合が高い。
- その中でも皮膚科、耳鼻いんこう科、小児科は初診料の占める割合が高い。一方、整形外科は再診料の占める割合が高い。
- 無床診療所、有床診療所の間には特に傾向の違いは認められない。



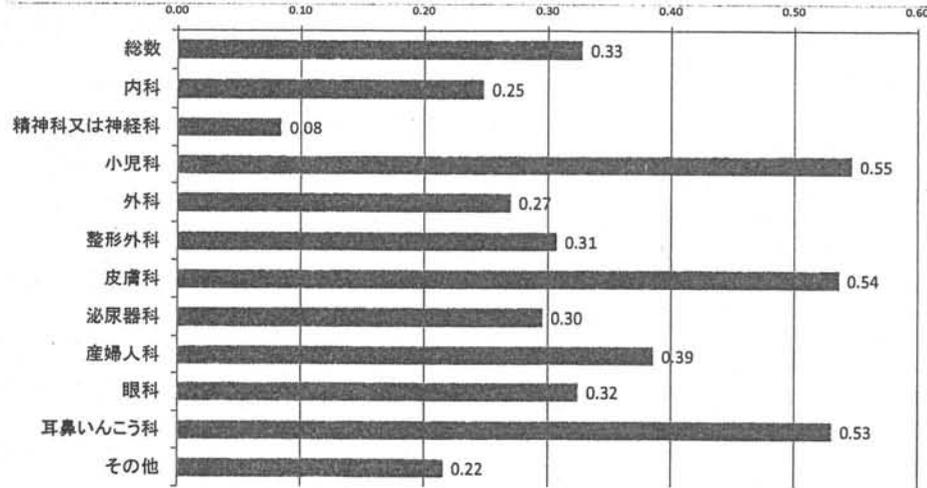
(平成19年社会医療診療行為別)



(平成20社会医療診療行為別調査)

## 診療所入院外1件当たり初診料算定回数

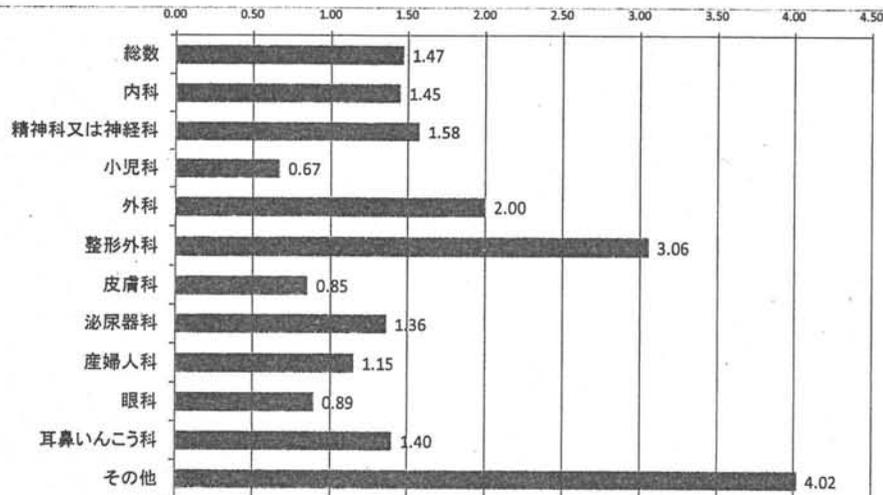
○医科診療所入院外における初診料算定回数を診療科別に見ると、小児科、皮膚科、耳鼻いんこう科で初診料算定回数が多い。



(平成20年社会医療診療行為別調査) 18

## 診療所入院外1件当たり再診料算定回数

○医科診療所入院外における再診料算定回数を診療科別に見ると、整形外科、外科において再診料算定回数が多い。

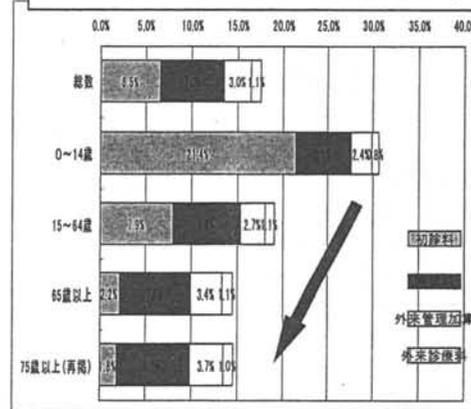


(平成20年社会医療診療行為別調査) 19

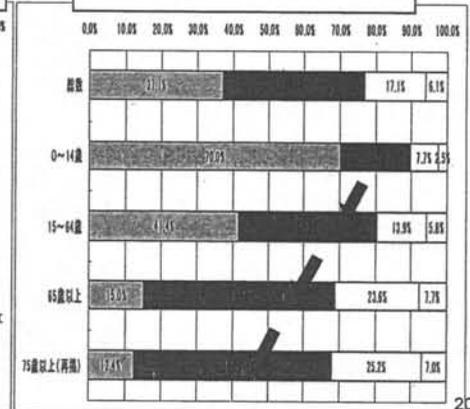
## 年齢別初・再診料等における各点数の占める割合

- 医療費の中で初・再診料等の占める割合は年齢が高くなるごとに減っていく傾向が見られる。
- 初・再診料等の占める医療費の中での各点数の割合を見ると、年齢が高くなるごとに再診料や外来管理加算の占める割合が高くなる。

医科入院外医療費における初・再診料等の割合



初・再診料等における各点数の占める割合

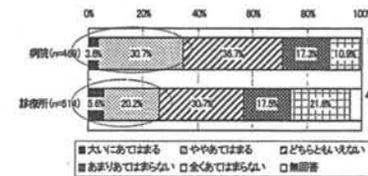


(平成19年度社会医療診療行為別調査) 20

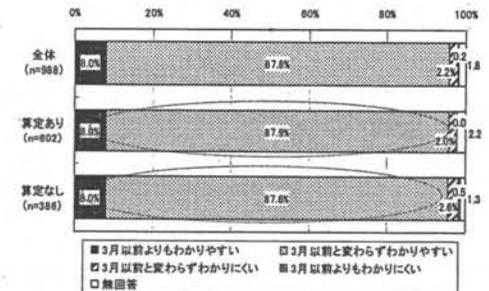
## 平成20年検証部会調査「外来管理加算の意義付けの見直しの影響調査」結果概要①

病院、診療所における診療内容等について変化が見られたのは2~3割であり、一方で患者への調査では、総じて診療内容に変化があったと感じていないことが伺える。

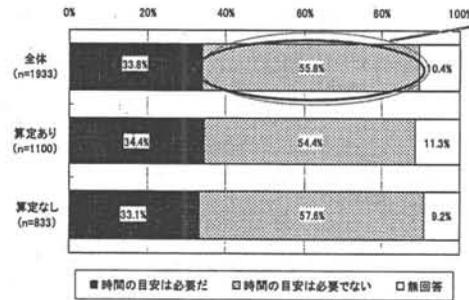
図表 31 外来管理加算の意義付けの見直しによる影響  
「(2)患者に説明をよりわかりやすく、丁寧に行うようになった」  
(病院、診療所)



図表 68 平成20年4月以降の診療内容の変化  
「症状・状態についての医師からの説明」(患者)

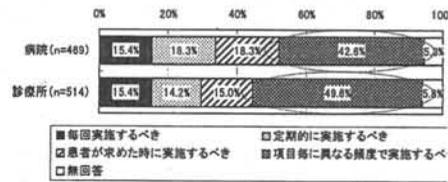


図表 93 外来管理加算の時間の目安についての考え(患者)

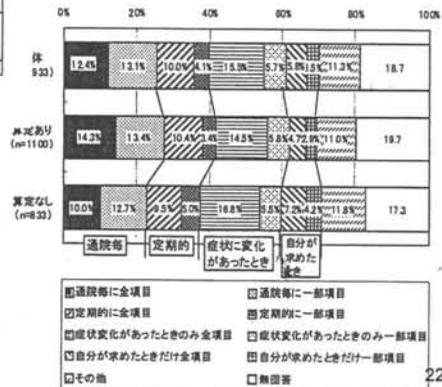


患者の約6割が「時間の目安は必要ではない」と回答した。

図表 52 望ましい「懇切丁寧な説明」の内容(病院・診療所)



図表 107 「懇切丁寧な説明」についての要望(患者)



病院勤務医支援に関する公益委員の提案

08.01.30

【公益委員としての判断】

- ①国民の納得、②医療現場の納得、③診療報酬という技術的なツールを使いながら社会の要請に応える、という、3点から判断する。

<財源確保の必要性>

- 病院勤務医対策という社会的要請に応えるためにはさらなる財源シフトが必要であり、2号側委員に対して、最大限の協力を求めることとする。なお、平成20年度診療報酬改定においては、国民の納得という観点から、勤務医対策に必要な財源の規模や手段について、中医協として初めて世に問うこととしたものである。

<病診格差の是正>

- 病診格差の是正は、患者の納得を得るために非常に重要である。このため、再診料の病診格差是正を図るため、病院の再診料引き上げを行うことにより格差を縮小するとともに、後期高齢者における病診の外來管理加算の価格を統一する。
- 軽微な処置を初・再診料包括的に評価することで、再診料は実質的に2点程度の引下げを行っていると考えられること、(後述のとおり)再診料に加算される「外來管理加算」の見直しも再診料の実質的引下げとなっていること、また、再診料の引下げは小児科なども含め全ての診療科に影響を及ぼすことを考慮して、再診料の引下げは行わないこととする。(後期高齢者の初診料引上げについては、再診料の引下げと合わせて考えられるものであり、行わないこととする。)ただし、初診料・再診料といった基本診療料の意義、診療報酬上の評価に当たっての考え方については、1号側・2号側委員の見解が大きく分かれたことや、後期高齢者医療制度の創設等の環境の変化があることなどを踏まえ、平成20年度改定が終わった後に、再診料など基本診療料については水準を含め、その在り方について検討を行い、その結果を今後の改定に反映させることとする。

<財源確保の手段>

- さらなる財源シフトを行うために必要な財源については、外來管理加算に時間の目安を導入することと、デジタル処理加算について所用の経過措置を設けた上で廃止する、という手法により賄うこととする。  
外來管理加算の時間要件については、委員より、時間という手法によることについて疑念が呈されていることから、次回の総会において、患者の視点に立って納得ができる基準となるような見直し案となるよう、事務局に対しては、検討を加え提示するよう要請する。

## 認知症の治療について

### 第1 認知症医療の提供体制について

人口の高齢化等に伴い増え続けている認知症について、医療から介護への切れ目のないサービスを提供するため、認知症疾患医療センター及び地域包括支援センター等を介したネットワーク（相談・支援体制）の整備が進められている（参考資料P1~3）。

### 第2 現状と課題

- 1 わが国における認知症の患者数は、増加し続けている（参考資料P4,5）。
- 2 認知症の症状には、物忘れや判断力の低下等の、脳機能の低下を直接示す症状である「中核症状」と、徘徊や暴力等の、中核症状に伴って現れる精神・行動面の症状である「周辺症状」がある（参考資料P6,7）。
- 3 認知症疾患の患者は、患者調査では、約32万人（外来：約24万人、入院：約8万人）となっている。一方で、介護保険による推計値では、約169万人（居宅：約83万人、入所86万人）が、自立度Ⅱ以上の認知症高齢者となっており、医療保険のみではなく、介護保険の対象となる患者も多くいる（参考資料P8）。  
また、特に、早期の鑑別診断、周辺症状の治療や急性期の身体合併症への対応等については、医療の提供が必要となる（参考資料P9）。
- 4 認知症疾患の入院患者では、1年を超える長期の入院となる患者も増加してきている（参考資料P10）。また、精神・行動面の症状が特に著しい重度の認知症患者を治療することを目的とした病棟である認知症疾患治療病棟（現在の認知症病棟）においても、他の精神病棟と比べ、退院が困難な傾向がある（参考資料P11）。
- 5 90日を超えて認知症病棟に入院する患者のうち約5割弱が退院可能とされているが、これらの患者が退院に結び付かない理由として、「転院・入所順番待ち」が約54%と最も多くなっている（参考資料P12）。  
また、認知症による入院患者の6割強について、ADLへの濃厚な支援が必要とされている（参考資料P13）。

6 地域での認知症の診療に携わる医師のため、「認知症サポート医研修」や「かかりつけ医認知症対応力向上研修」が実施されている（参考資料P14）。

7 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会では、認知症の有病率等について、平成22年度までのものとして現在調査が行われており、その結果等に基づき、精神病床（認知症病棟等）や介護保険施設等の入院・入所機能のあり方とその必要量等や、介護保険施設等の生活の場の更なる確保と介護保険サービスの機能の充実について検討を行い、適切な目標値を定めることとされている（参考資料P15）。

### 第3 現行の診療報酬上の評価の概要

#### 1 入院医療の評価

- (1) 精神・行動面の症状が特に著しい重度の認知症患者を治療することを目的とした病棟として、精神病棟において認知症病棟入院料を設けている。

改定前	平成20年度改定後	改
A314 老人性認知症疾患治療病棟入院料 (1日につき)	A314 認知症病棟入院料(1日につき)	
【老人性認知症疾患治療病棟入院料1】 (1日につき)	【認知症病棟入院料1】 (1日につき)	
イ 90日以内の期間 1,300点	イ 90日以内の期間 <u>1,330点</u>	
ロ 91日以上期間 1,190点	ロ 91日以上期間 <u>1,180点</u>	
【老人性認知症疾患治療病棟入院料2】 (1日につき)	【認知症病棟入院料2】 (1日につき)	
イ 90日以内の期間 1,060点	イ 90日以内の期間 <u>1,070点</u>	
ロ 91日以上期間 1,030点	ロ 91日以上期間 <u>1,020点</u>	

【算定状況】

	平成 19 年		平成 20 年	
	実施件数	実施回数	実施件数	実施回数
老人性認知症疾患治療病棟入院料 1 (90 日以内) 平成 20 年～ 認知症病棟入院料 1 (90 日以内)	2,862	49,567	5,424	130,172
老人性認知症疾患治療病棟入院料 1 (91 日以上) 平成 20 年～ 認知症病棟入院料 1 (91 日以上)	20,183	566,345	18,324	524,843
老人性認知症疾患治療病棟入院料 2 (90 日以内) 平成 20 年～ 認知症病棟入院料 2 (90 日以内)	776	11,894	751	15,037
老人性認知症疾患治療病棟入院料 2 (91 日以上) 平成 20 年～ 認知症病棟入院料 2 (91 日以上)	4,023	118,674	3,233	95,516

(2) また、認知症病棟以外では、精神療養病棟又は療養病棟に、主に入院していると考えられる。

A312 精神療養病棟入院料	1,090 点
A101 療養病棟入院基本料 (1 日につき)	
1 入院基本料 A	1,709 点
2 入院基本料 B	1,320 点
3 入院基本料 C	1,198 点
4 入院基本料 D	885 点
5 入院基本料 E	750 点

【算定状況】平成 20 年 6 月審査分

	算定件数	算定回数
精神療養病棟入院料	84,124	2,442,088
療養病棟入院基本料 A	3,068	60,227
療養病棟入院基本料 B	9,863	261,015
療養病棟入院基本料 C	2,923	59,781
療養病棟入院基本料 D	2,100	49,678
療養病棟入院基本料 E	4,177	86,140

療養病床入院患者における認知症の状況

	療養病床入院患者に占める割合
アルツハイマー病 (アルツハイマー型認知症)	6.0%
アルツハイマー病以外の認知症	14.6%

出典)平成 20 年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査 (厚生労働省保険局医療課)

2 外来医療の評価

かかりつけ医が認知症の疑われる患者を早期に発見し、専門医療機関に紹介した場合を評価するため、診療情報提供料 (I) の加算を設けている。

B009 診療情報提供料 (I) 250 点
注 9 認知症患者紹介加算 (1 回につき) 100 点

新

【算定件数】

	算定件数
診療情報提供料 (I) 認知症患者紹介加算	200

第 4 論点

- 1 認知症に係る入院では、条件が整えば退院可能な患者が多くいるが、適切に介護保険と連携し、認知症にかかるネットワーク (相談・支援体制) の整備を進めて行くために、診療報酬上、どのような対応が考えられるか (参考資料 P1~3, P9~13)。
- 2 療養病棟においては医療区分や ADL 区分に応じた評価が行われているが、精神療養病棟では、患者の病態像によらず一定の評価となっている。認知症による入院患者については、ADL への濃厚な支援が必要との指摘もあるが、診療報酬上、どのような対応が考えられるか (参考資料 P8, P16, 17)。
- 3 認知症に係る外来医療について、専門医療機関と地域のかかりつけ医が連携して医療を提供していくため、診療報酬上、どのような対応が考えられるか (参考資料 P1~3, P14)。

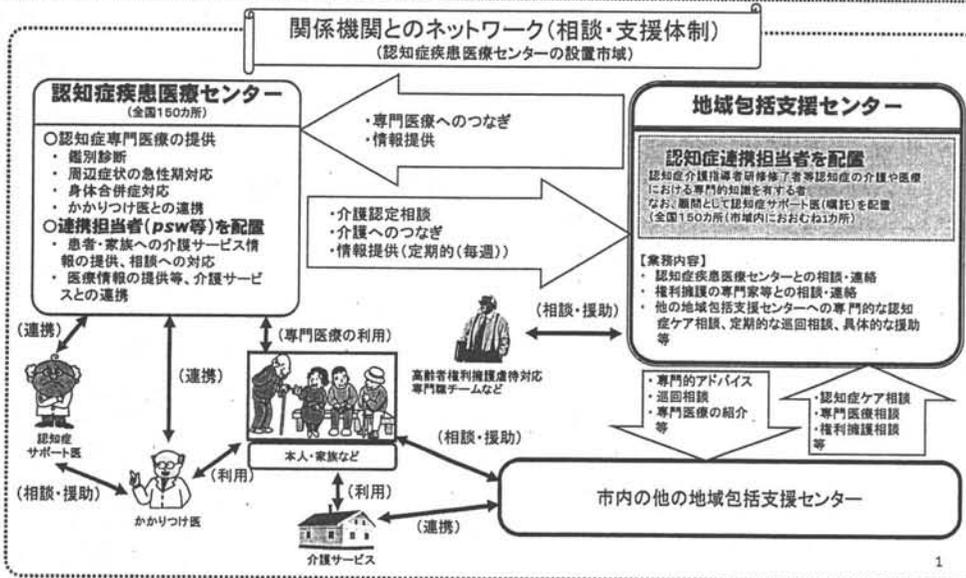
参考資料

認知症

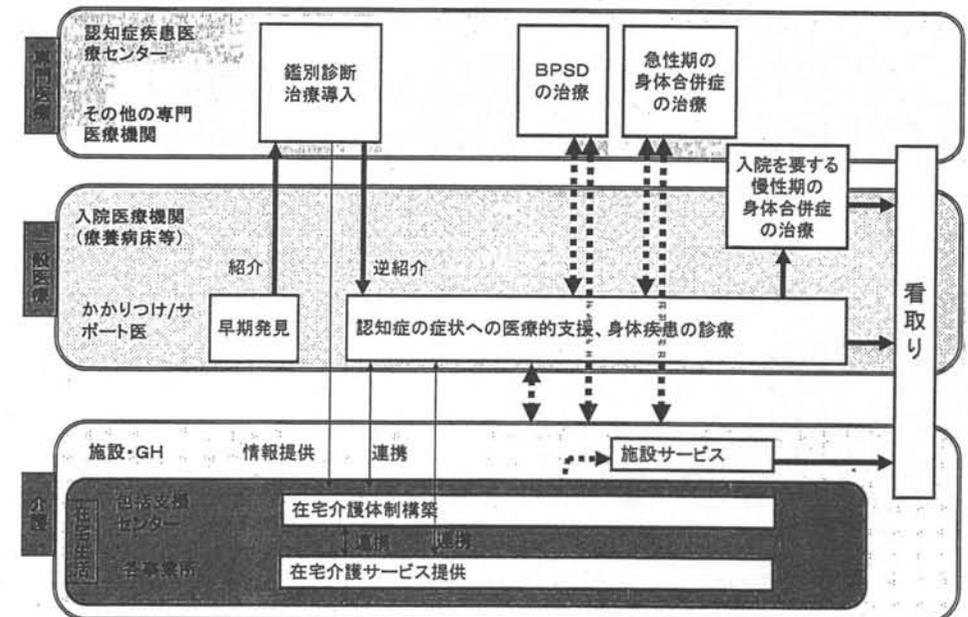


医療から介護への切れ目のないサービスを提供

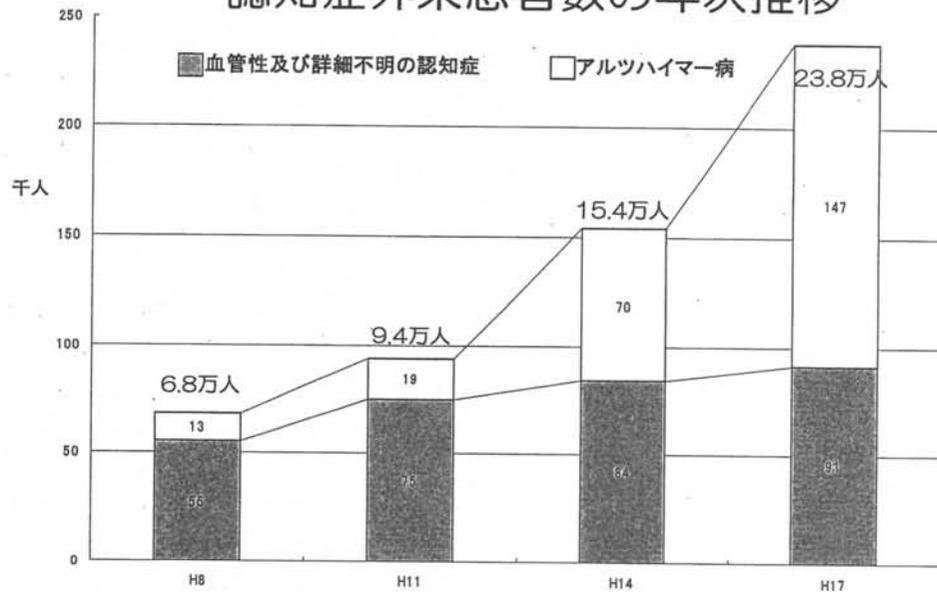
認知症疾患医療センターの「連携担当者」と地域包括支援センターの「認知症連携担当者」が連携し、切れ目のない医療と介護のサービスを提供するとともに、地域ケアに対する専門的な支援を実施



認知症の医療体制(イメージ)



## 認知症の患者数の年次推移



【出典】患者調査

## 認知症の中核症状と周辺症状

### 周辺症状

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 行動障害<br>徘徊<br>失禁<br>自傷・他害 | 精神症状<br>幻覚<br>妄想<br>作話 |
| 感情障害<br>うつ<br>不安<br>焦燥    | 意欲の障害<br>意欲低下<br>意欲亢進  |

### 特徴

- 一部の患者に、経過中にみられることがある
- 出現する症状やその重症度は様々

### 対応

- 薬物投与等の精神科治療技術や、手厚いマンパワーを要する
- 適切な治療により、多くは1~3ヶ月で改善可能

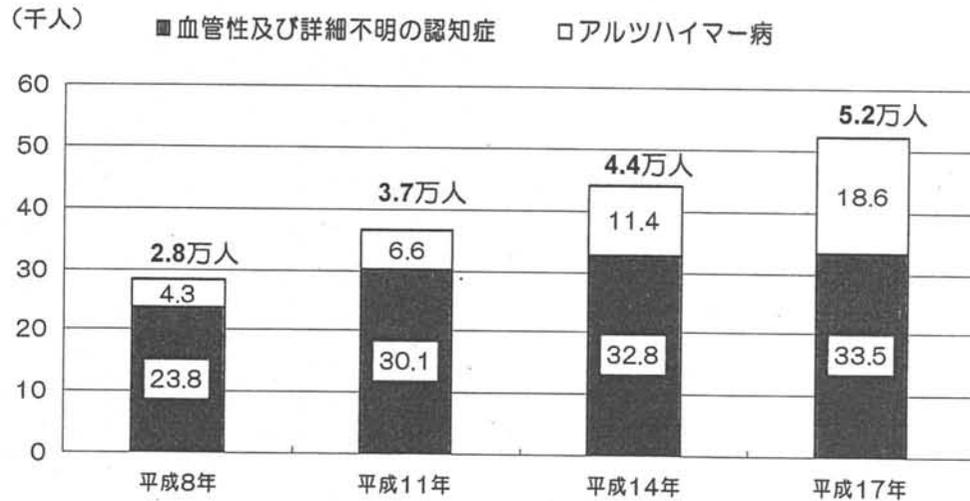
### 中核症状

- 記憶障害
- 見当識障害
- 判断の障害
- 実行機能の障害

- すべての患者で病期を通じてみられる
- 徐々に進行し、改善は見込めない

- ドネペジル(アリセプト)投与により、進行の遅延が図られる

## 精神病床における認知症疾患入院患者数の年次推移



【出典】患者調査

## BPSD: 認知症の行動・心理症状

(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)

認知症の症状には、物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状である「中核症状」と、「中核症状」に伴って現れる精神・行動面の症状である「周辺症状」に分けられる。「BPSD」は「周辺症状」とほぼ重なる概念である。

### 【行動症状】

- 暴力
- 暴言
- 徘徊
- 拒絶
- 不潔行為

### 【心理症状】

- 抑うつ
- 不安
- 幻覚
- 妄想
- 睡眠障害

### ※せん妄

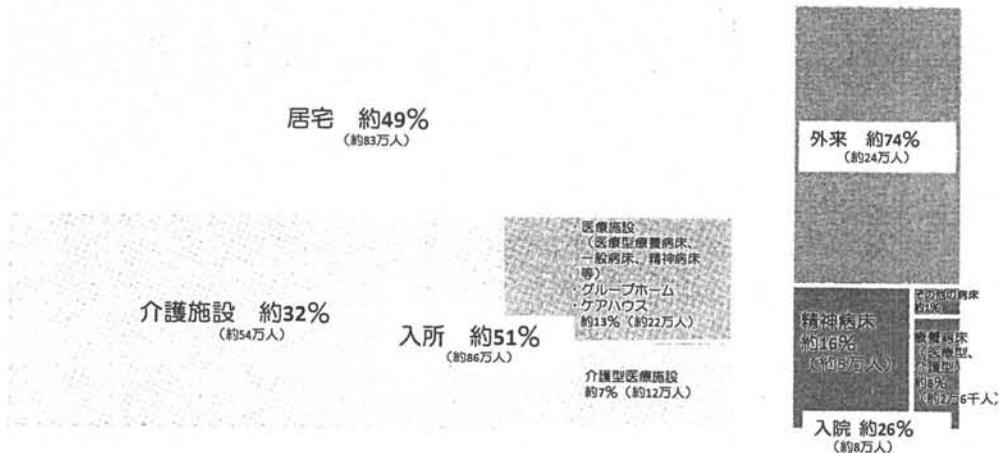
- 急激かつ一過性に意識水準が低下した状態。1日の中でも状態は変動する
- 意識障害、認知機能障害に加え、BPSDに類似の症状が出現する
- 認知症に合併することも多く、認知症(BPSD)との差別が困難な場合がある

# 認知症疾患患者の所在

(老健局)  
(平成17年における推計値)  
(平成14年9月のデータを基準にしたもの)

介護  
自覚度Ⅱ以上の認知症高齢者  
169万人

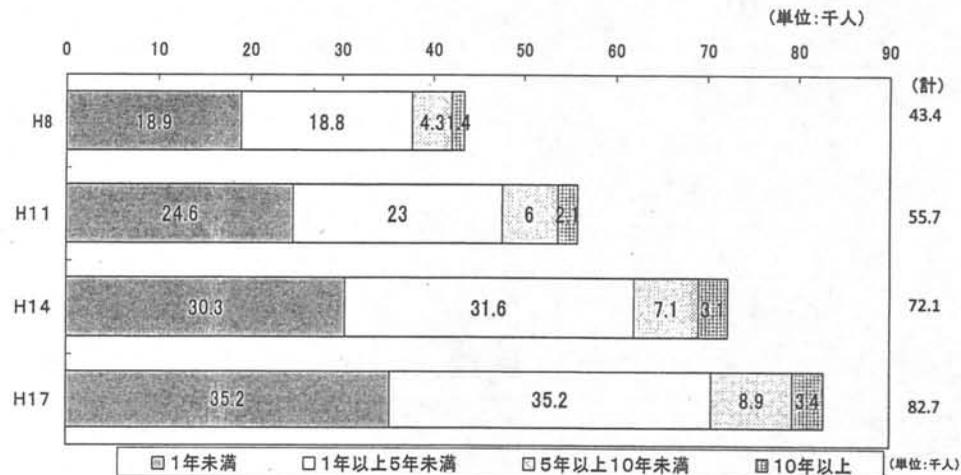
医療  
血管性認知症  
及び詳細不明の痴呆  
アルツハイマー病  
32万人  
(平成17年患者調査)



※医療施設(医療型療養病床、介護型療養病床、一般病床、精神科病床)、居宅と外来は介護と医療で重複がある。

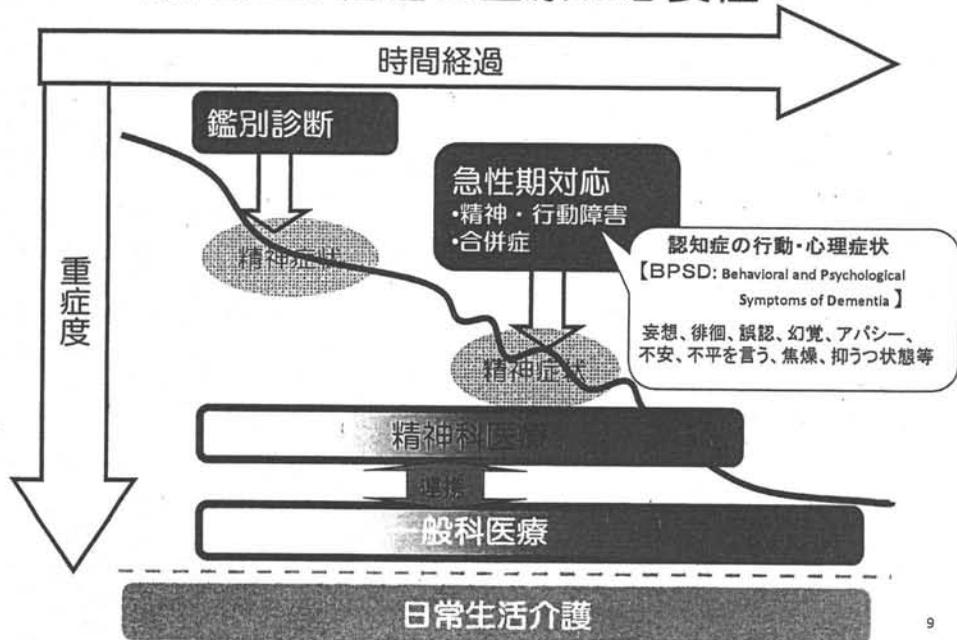
# 認知症疾患の入院患者の推移(入院期間に着目して)

(※血管性及び原因不明の認知症、アルツハイマー病の合計)

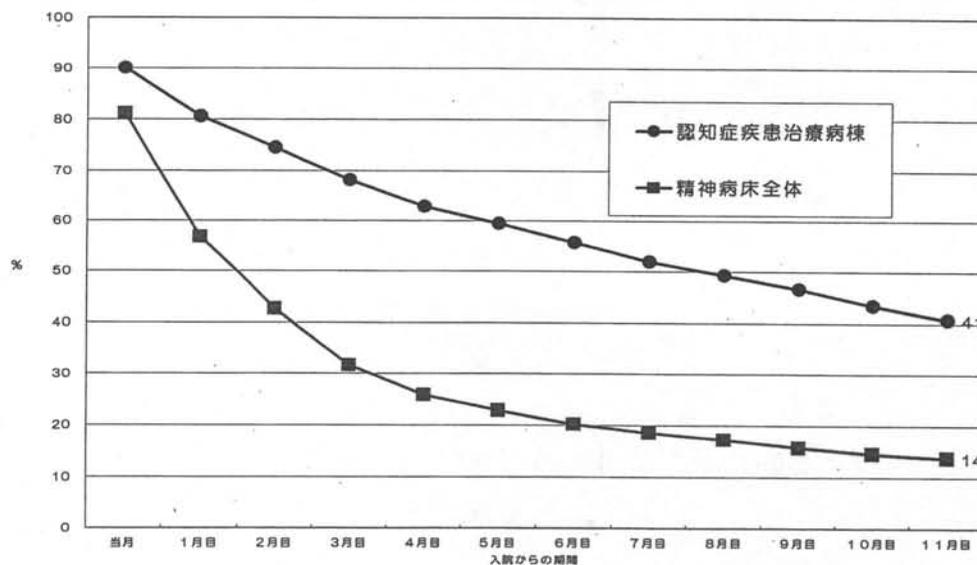


【出典】患者調査

# 認知症の経過と医療の必要性



# 認知症疾患専門病棟入院患者の残存曲線



資料：平成16年 精神・障害保健課調

○事業内容

(1) 認知症サポート医養成研修事業

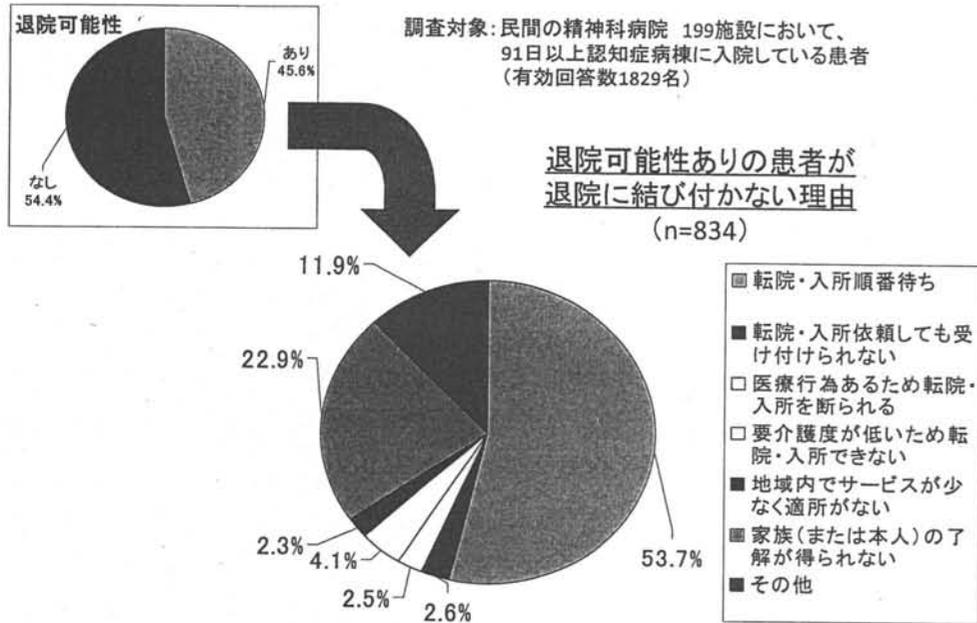
・認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う「認知症サポート医」の養成

※実施主体は都道府県及び指定都市。  
国立長寿医療センターに委託して実施。  
平成17-20年度で871名のサポート医を養成

(2) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

・認知症サポート医が都道府県医師会等と連携して地域のかかりつけ医に対し、認知症に関する知識・技術や、本人や家族支援のための地域資源との連携等について研修を行う。

※実施主体は都道府県及び指定都市  
平成18年度 6,927人、平成19年度 7,672人が研修を修了



厚生労働科学特別研究事業「認知症の実態把握に向けた戦略立案及び予備的研究」研究代表者 朝田隆 分担研究者 松原三郎 12

症状性を含む器質性精神障害(主に認知症)による精神病床入院患者の退院可能性と要因

居住先・支援が整った場合の退院可能性



退院の可能性がない患者における主な理由

セルフケア能力の問題	50.7%
迷惑行為を起こす可能性	10.0%
重度の陽性症状(幻覚・妄想)	5.6%
他害行為の危険性	4.3%
治療・服薬への心理的抵抗	1.5%
自傷行為・自殺企図の危険性	1.0%
重度の多飲水・水中毒	0.7%
アルコール・薬物・有機溶剤等の乱用	0.4%
その他	25.8%

(有効回答数 1,057人)

「精神病床の利用状況に関する調査」より(平成19年度厚生労働研「精神医療の質の実態把握と最適化に関する総合研究」分担研究)

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書における目標

I 新たな目標値

- 統合失調症による入院患者数: 約15万人 (平成17年患者調査時点 19.6万人)
- 認知症に関する目標値: 平成23年度までに具体化



II 改革ビジョンにおける目標値 (H16より見直し)

- 精神病床入院患者の
  - ◆ 各都道府県の平均残存率(1年未満群) 24%以下
  - ◆ 各都道府県の退院率(1年以上群) 29%以上



これらの目標により、精神病床35.1万床(H19.10)について、約7万床相当の減少が促進される

<目標値に基づく各都道府県の基準病床数の合計>  
平成21年現在: 31.3万床 平成27年(試算): 28.2万床  
※現在の病床数との差: 6.9万床



※目標の達成率に向けて、更に以下を推進

- 個々の医療機関による病床減少・医療の質の向上の取組を直接に支援し促す方策を具体化
- 個々の事業(学研事業等)単位で施策の実施状況に関する目標を設定 (例: 認知症患者医療センター、精神科訪問看護の整備等)
- 普及啓発施策に関する目標にも別途設定

## 療養病床における医療区分

	対象となる患者	診療報酬
医療区分3	<b>【疾患・状態】</b> ・スモン ・医師及び看護職員により、常時、監視・管理を実施している状態  <b>【医療処置】</b> ・中心静脈栄養 ・24時間持続点滴 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法、胸腹腔洗浄 ・気管切開、気管内挿管が行われており、かつ発熱を伴う場合 ・酸素療法 ・隔離室における感染症の管理	1709点
医療区分2	<b>【疾患・状態】</b> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頭髄損傷による四肢麻痺) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・傷病等によりリハビリテーションが必要(発症から30日以内) ・発熱を伴う脱水 ・発熱を伴う頻回の嘔吐 ・反復継続する体内からの出血 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端の開放創 ・せん妄 ・うつ症状 ・暴行が毎日みられる状態  <b>【医療処置】</b> ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・1日8回以上の喀痰吸引 ・気管切開、気管内挿管が行われている ・頻回の血糖チェック ・創傷、皮膚潰瘍等に対する治療	1198～ 1320点
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者	750～ 885点

16

## ADL区分

0	自立	手助け、準備、観察は不要または1～2回のみ
1	準備のみ	物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2	観察	見守り、励まし、誘導が3回以上
3	部分的な援助	動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回
4	広範な援助	動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(たとえば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5	最大の援助	動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6	全面依存	まる3日間すべての面で他者が全面援助した(および本動作は一度もなかった場合)

 6段階で評価し合計  
 各項目について

項目	支援のレベル
ベッド上の可動性	
移乗	
食事	
トイレの使用	
(合計点)	

ADL区分	ADL得点
1	0～10
2	11～22
3	23～24

17